

## 基準 5 教育内容及び方法

### (1) 観点ごとの分析

#### < 学士課程 >

観点 5 - 1 - 1 : 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

#### 【観点到る状況】

教育学部の目的を達成するため、学校教育教員養成課程及び総合教育課程の両課程共通に「学部共通科目」、「自由科目」、「卒業論文」を課している（資料 5 - 1 - 1 - A : 第 69 条第 1 ~ 第 2 項）。それぞれの課程で科目区分を明確にした教育課程を体系的に編成している。所定の修学年数在学习し、卒業要件単位数を修得した者に学士（教育）の学位を授与している（資料 5 - 1 - 1 - A : 第 70 条第 1 項）。

教育課程の編成の観点として、導入期を重視した点に特徴を持つ。「学部共通科目」では、教養科目群は 1 ~ 4 回生で継続的に履修可能とし、その他の学部共通科目は基本的に 1、2 回生において履修する。また、学校教育教員養成課程の「学校教育基礎科目」、総合教育課程の「課程共通科目」は、「学部共通科目」とも関連させて、導入科目群としての特徴も持っている。それらは、教員に求められる企画力・分析力・表現力を培うディベート（debate, 討論）や探求の力量の育成を図る「学校教育基礎ゼミナール」・「課題学習を取り入れ自ら学び考える力を育てる「総合教育基礎論」及び「総合教育基礎ゼミナール」・「情報リテラシーの獲得を目指した「情報機器の操作」、教職入門としての「現代教師論」などである。大学全体として現代的教育課題に対応する力量の育成を行っている。

学校教育教員養成課程では、1 回生で入門的教職科目を履修する。次に、主に 2、3 回生で基礎的・実践的教職科目や専修専門科目を履修する。これにより、教科・生徒指導力などの基盤的教職能力、教材開発力・授業展開能力などの実践的な教職能力、さらに専門分野の知識・思考力などを向上させる。その上で、3 回生で教育実習（基本実習）を実施して実践力を向上させる。4 回生で卒業論文を作成し、総合的な教職能力や課題解決能力を獲得させている（別添資料 5 - 1 - 1 - 1、5 - 1 - 1 - 2）なお、この課程においては、卒業要件単位の充足により、複数の教員免許状の取得要件を満たすよう編成している（資料 5 - 1 - 1 - B）。子どもの発達段階を見据え、異校種にまたがる幅広い視野を持つ教員としての資質能力を身に付けることを意図している。

また、学校教育教員養成課程では、新任教員に求められる資質能力を明らかにし、カリキュラム・フレームワークを構築し、それに照らした科目の配列原理を明確化した（資料 5 - 1 - 1 - C）。この配列原理に基づいて教育課程を構築することで、学生にとっては、教育学部卒業までに獲得すべき資質能力目標に照らして、各授業科目から何を学び、どのような資質能力を身につけたかを認識することができる。

総合教育課程の専門教育科目は「専修専門科目」から成り立っている（資料 5 - 1 - 1 - D）。これらの科目は、1 回生入学時から専門的内容を学び、4 年間にわたって段階的に履修する編成になっている。それぞれの専門の基礎的な知識を学んだ上で、より実践的・応用的な知識を様々なフィールドでの体験等も交えて学び、課題に対する洞察力の養成を目指している。卒業年次には専修ごとのテーマに沿って卒業研究を行い、創造的な課題探究力を身につけ、論文作成の過程での訓練を受けて、文章表現における客観化を習得している。また、卒業要件単位に加えて教職関連科目を履修することで、教員免許状の取得も可能な編成となっている（資料 5 - 1 - 1

- E )

学部共通 - 課程共通 - 専門科目 - 卒業論文と体系化された教育課程全体が、導入科目群に始まる広義の意味での教養教育とフィールドを活用した実地教育とを有機的に関係づけている。

**資料 5 - 1 - 1 - A 国立大学法人奈良教育大学 学則 (第 67 条 ~ 第 70 条)**

(教育課程の編成方針)	
第 6 7 条	学部は教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
2	教育課程の編成に当たっては、各課程、コース及び専修に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう配慮するものとする。
(教育課程の編成方法)	
第 6 8 条	教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。
2	教育課程に関し、必要な事項は、別に定める。
(授業科目の区分及び履修方法等)	
第 6 9 条	学校教育教員養成課程の授業科目の区分は、学部共通科目、学校教育基礎科目、教職科目、教科専門科目、教科又は教職に関する科目、専修専門科目、特別支援教育に関する科目、自由科目及び卒業論文とする。
2	総合教育課程の授業科目の区分は、学部共通科目、課程共通科目、コース共通科目、専修専門科目、自由科目及び卒業論文とする。
3	(略)
4	(略)
(卒業に必要な単位数)	
第 7 0 条	卒業に必要な単位数は、学校教育教員養成課程にあつては 1 3 4 単位以上、総合教育課程にあつては 1 2 8 単位以上とする。
2	(略)

**資料 5 - 1 - 1 - B 学校教育教員養成課程 履修基準**

区分	免許の種類	小一	幼一	小一	中一	必要単位数	
		中一	小一	特支一	特支一		
学部 共 通 科 目	教養科目	8~12				20	134
	外国語科目	4~6					
	保健体育科目	2~4					
	情報機器の操作	2					
学 校 教 育 基 礎 科 目	日本国憲法	2				8	
	外国語コミュニケーション	2					
	学校教育基礎ゼミナール	2					
	学校教育基礎ゼミナール	2					
教 職 専 門 科 目	教職の意義等に関する科目	2	2	2	2	小一・中一 52 幼一・中一 66 小一・特支一 46 中一・特支一 32	
	教育の基礎理論に関する科目	6	6	6	6		
	教育課程及び指導法に関する科目	30	42	26	12		
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	4	6	4	4		
	総合演習	2	2	2	2		
	教育実習	6	6	4	4		
	事前・事後指導	2	2	2	2		

教科専門科目	小学校教科科目 (幼稚園教科科目)	8	8	8		小一・中一 28 幼一・小一 8
	中学校教科科目	20			20	小一・特支一 8 中一・特支一 20
教科又は教職専門科目		10	10	10	10	10
履修分野専門科目		10	10	10	10	10
特殊教育専門科目				23	23	23
自由科目			6	3	5	
卒業論文		6	6	6	6	6

(注)「小一」とは小学校一種、「特支一」とは特別支援学校一種の教員免許状を表す。他も同様。

【出典：奈良教育大学履修規則 別表基準第1】

### 資料5 - 1 - 1 - C 学校教育教員養成課程 カリキュラム・フレームワーク

学校教育教員養成課程 カリキュラム・フレームワーク 7つの目標資質能力基準 【知識と実践力】	
1	<b>学校教育の課題把握</b> 教育の目的・歴史、人権、さらには教育や学校に関する法令などを理解し、現代的な教育課題を把握できる。
2	<b>教科・領域に関する基礎的知識と教育実践への具体化</b> 小学校、中学校の教科内容とその系統性を理解し、教育実践に活用することができる。
3	<b>情報活用能力</b> 主な情報機器を利用し、獲得した情報を教育活動に具体化できる。
4	<b>授業力</b>
4.1	学習設計 学習指導計画立案に関する基本的事項を理解し、児童・生徒の発達段階に応じて作成することができる。
4.2	学習指導 多様な指導方法を理解し、児童・生徒の発達段階に応じた指導をすることができる。
4.3	学習評価 多様な評価方法を理解し、児童・生徒の発達段階に応じて用いることができる。
5	<b>児童・生徒理解と教育実践への具体化</b> 児童・生徒の身体的・認知的・情意的発育・発達に関する基礎的内容を理解し、教育実践に具体化できる。
6	<b>学校と地域社会との連携</b> 学校の組織的な教育活動や経営活動、地域の教育活動などに関わることの重要性を理解し、教育活動に生かすことができる。
7	<b>職能成長</b> 教師の仕事や役割、責任を自覚した上で、教師として自己成長する意味とその方法を理解し、自ら実践することができる。

【出典：大学ホームページ(カリキュラム・フレームワーク) URL: [http://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/KYOUJUMU/cuffet\\_index.html](http://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/KYOUJUMU/cuffet_index.html)】

### 資料5 - 1 - 1 - D 総合教育課程 履修基準

区 分		必要単位数		
学部共通科目	教養科目	8~12		128
	外国語科目	4~6		
	保健体育科目	2~4		
	情報機器の操作	2		
課程共通科目	総合教育基礎論	2	6	10
	総合教育基礎ゼミナール	2		
	総合教育基礎ゼミナール	2		
	教育基礎論	2	4	

	教育心理学	2	単位 選 択
	教育社会学	2	
	総合フィールド演習	2	
	日本国憲法	2	
	外国語コミュニケーション	2	
コース 共通科目		文化財・書道芸術コース 14 環境教育コース 16 科学情報コース 12	12～16
専修専 門科目		文化財・書道芸術コース 68 環境教育コース 66 科学情報コース 70	66～70
自由科目		10	10
卒業論文		6	6

【出典：奈良教育大学履修規則 別表基準第2】

### 資料5-1-1-E 総合教育課程 取得できる標準的な免許（教科）の種類

コース	専修	免許の種類
文化財・書道芸術コース	古文化財科学	高等学校一種(理科)・中学校一種(理科)
	文化財造形	高等学校一種(美術)・中学校一種(美術)
	書道芸術	高等学校一種(書道)
環境教育コース	地域環境	高等学校一種(地理歴史)・高等学校一種(公民)・中学校一種(社会)
	自然誌	高等学校一種(理科)・中学校一種(理科)
科学情報コース	情報数理	高等学校一種(数学)・中学校一種(数学)・高等学校一種(情報)
	物質科学	高等学校一種(理科)・中学校一種(理科)・高等学校一種(情報)

(注) 総合教育課程の学生が、その所属する専修に応じた卒業要件単位のほかに所要単位を修得することによって

取得できる標準的な免許（教科）の種類

【出典：奈良教育大学履修規則 第6条第2項】

- ・別添資料5-1-1-1 奈良教育大学履修規則 別表履修課程
- ・別添資料5-1-1-2 奈良教育大学履修規則 別表12

#### 【分析結果とその根拠理由】

学校教育教員養成課程及び総合教育課程に共通して、導入教育科目群によって、大学での学びに導き課題探求の姿勢を育む取組を行っている。学校教育教員養成課程においては、教育実践力を備えた教員の養成を目指し、入門的な基礎科目から実践的科目、更に専修専門科目、教育実習、その集大成としての卒業論文作成へと学習するよう編成している。総合教育課程においては、基礎的教養を学ぶ一方、1回生入学時から専修専門科目を学習して、2回生以降の実践的、応用的な科目の履修へと継続するよう編成している。また、専門教育につながる教養教育の観点から、教養科目の履修は1～4回生にわたって認めている。

以上のことから、本学の目的及び学位(学士(教育学))に照らして、授業科目の内容及び配置が適切であり、教育課程の体系的にも十分確保されていると判断できる。

観点 5 - 1 - : 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

### 【観点に係る状況】

#### (1) 学生の多様なニーズ

学生生活実態調査や卒業生アンケート調査等により、学生の多様な学習ニーズ等を把握し、可能な要望については、カリキュラム変更等で対応している。また、2つの課程間では、自由科目として他課程の授業科目の履修を認めている（資料5 - 1 - 2 - A）。

学生の要望に沿った教育内容を提供するために、他大学との単位互換制度も充実させている（資料5 - 1 - 2 - B）。これらの協定により、特に語学面では、本学で未開講の外国語科目（ロシア語、スペイン語、韓国語など）が履修可能である。

#### 資料5 - 1 - 2 - A 奈良教育大学履修規則（第11条）

（自由科目の履修）

第11条 自由科目は、開設授業科目の中から自由に選び、所定の単位を修得しなければならない。

#### 資料5 - 1 - 2 - B 大学間単位互換協定一覧（学部教育）

制 度	協定校	対象学生	対象科目	経 費	備 考
近畿教育系国立四大学との単位互換制度	京都教育大学、大阪教育大学、兵庫教育大学及び奈良教育大学	2回生以上	各大学が定める科目 (教職科目は対象外)	入学料・授業料とも不徴収	1科目当たり5名以内
放送大学との単位互換制度	放送大学	1回生後期から4回生前期末まで	本学で開講していない外国語科目	授業料： 1単位 5,500円	
奈良県内大学間単位互換制度	奈良県立大学、奈良県立医科大学、帝塚山大学、天理大学、奈良大学、奈良産業大学、奈良女子大学及び奈良教育大学 (計8大学)	2回生以上	各大学が定める科目	入学料・授業料とも不徴収	

【出典：『履修の手引 2009』 pp.15-16】

#### (2) 研究成果（学術の発展動向）の反映

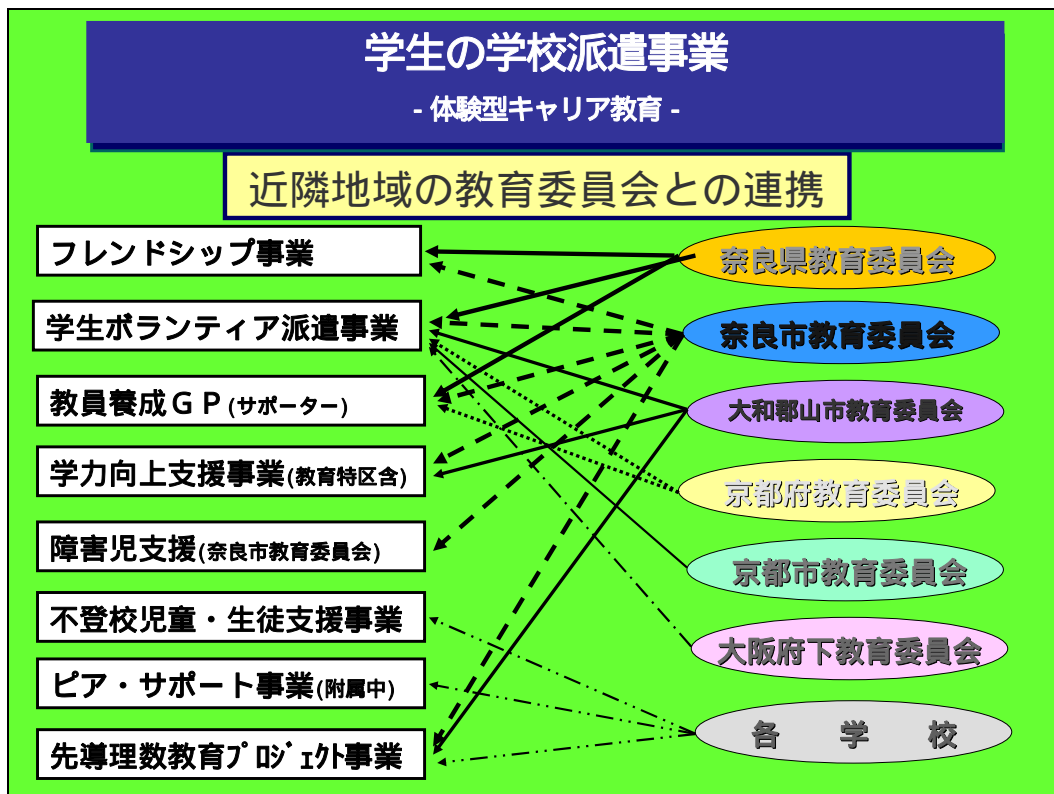
教員自らの研究のプロセス・成果と担当授業との関連性は深く考慮されている（資料3 - 3 - 1 - A : 学部）。授業での教育効果の向上を目指し、研究成果導入による学問・創造的活動への関心を喚起、基礎的概念の育成等が図られている。成果の図表や写真、あるいはビデオ・DVDなどによる教材の利用が多く見られる。「教材研究」という表現にあるように、それぞれの研究成果をどのように授業に環流するのかが大事な研究テーマになっている。

#### (3) 社会からの要請等

社会からの要請としては、地域との連携での学生ボランティア活動等の学校派遣事業の推進が挙げられる。これらの取組としては、奈良県はもとより近隣の教育委員会等と協定を結び、課外教育として各活動を推進している（資料5 - 1 - 2 - C）。

また、社会教育主事、学校図書館司書教諭、学芸員、スポーツ指導員、認定心理士など教育に関連する各種資格の取得についても、一部の資格を除いて、両課程の学生が資格を取得できるよう門戸を広げている（資料5 - 1 - 2 - D）

資料5 - 1 - 2 - C 学生の学校派遣事業



資料5 - 1 - 2 - D 国立大学法人奈良教育大学学則（第43条の2～第43条の6）

(社会教育主事)  
第43条の2 社会教育法(昭和24年法律第207号)に規定する社会教育主事の所要資格を得ようとする者は、社会教育主事講習等規程(昭和26年文部省令第12号)に定める所定の単位を修得しなければならない。  
2 社会教育主事の資格取得に関する科目の履修方法は、別に定める。

(学校図書館司書教諭)  
第43条の3 学校図書館法(昭和28年法律第185号)に規定する学校図書館司書教諭の所要資格を得ようとする者は、学校図書館司書教諭講習規程(昭和29年文部省令第21号)に定める所定の単位を修得しなければならない。  
2 学校図書館司書教諭の資格取得に関する科目の履修方法は、別に定める。

(保育士)  
第43条の4 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する保育士となる所要資格を得ようとする学校教育教員養成課程教育・発達基礎コース(幼年教育専修)の学生は、第70条に規定する単位を修得するほか、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)に定める所定の単位を修得しなければならない。  
2 保育士の資格取得に関する科目の履修方法は、別に定める。

(学芸員)  
第43条の5 博物館法(昭和26年法律第285号)に規定する学芸員となる所要資格を得ようとする者は、博物館施行規則(昭和30年文部省令第24号)に定める所定の単位を修得しなければならない。  
2 学芸員の資格取得に関する科目の履修方法は、別に定める。

(その他の資格)  
第43条の6 第43条から前条までに規定する資格以外の所要資格については、別に定める。

(4) 各種 GP の教育への反映

本学は、文部科学省の特色ある大学教育支援プログラムをはじめとして多くの GP 等に採択され、その成果を学部教育へ反映させている（資料 5 - 1 - 2 - E）。

資料 5 - 1 - 2 - E 各種 GP 等の授業への反映例

科目名	対応する GP 等	目的（シラバスより抜粋）
学校教育基礎ゼミナール （教育・発達基礎コース1回生対象のもの）	平成15年度特色 GP 「現代的課題に対応する導入教育科目群の展開 - 『考える力』『表す力』の育成をめざした教育者養成 - 」	教育・発達基礎コース1回生を対象に、子ども・青年の発達及び学校教育をめぐる現代的諸課題に対する問題意識と思考力を育成する。その際、同コースを構成する四つの専修（教育学、心理学、幼年教育、特別支援教育）の視点・方法を視野に入れたアプローチを行う。主に下記する力の獲得を具体的な目標とする。 子ども・青年の成長・発達をめぐる主要な課題を知り、考えることができる。 学校教育をめぐる主要な課題を知り、考えることができる。 前記した課題について考えたことの要点を発表することができる。 前記した課題について討論することができる。
総合教育基礎論		総合教育課程の1年生全員を対象とした、導入科目の一つです。総合教育課程の各専修担当の教員が教育大学の中の総合教育課程の位置づけを念頭に置き、各教員の専門分野に立脚した講義を行うことにより、受講生は総合教育課程全体を俯瞰することができます。
先導理数教育	平成17年度概算要求「教育改革」実施事項 「新世代を先導する理数科教員養成プログラム」	(1)先端科学分野の実験・演習・実習・ゼミナール等を通して、理数科の専門性を高める。 (2)学んだ専門的内容を教材・カリキュラムに反映させるシミュレーションを行い、一般に向けた公開（「青少年のための科学の祭典」など）を考える。 (3)実際に小学校・中学校の教育現場に出て児童・生徒と接することで実践的な力量の形成を行う。具体的には、都市部及び山村部の小学校・中学校への派遣を想定している。 (4)教育現場において、開発した教材・カリキュラムの効果のモニタリングを行う。 (5)小学校から高校までの教育を連続的に見据えるため、小学校・中学校・高等学校の学習指導要領・理数科教科書の教科内容の展開を把握し分析する。次世代の理想的教科内容（教科書・教科カリキュラムの作成など）を模索する。 (6) 開発した教材・カリキュラム、（単元についての）教科書を用いて模擬授業を行い、総合的な分析を行う。
教職実践	平成17年度教員養成 GP 「鍵的場面での『対応力』を備えた教員の養成」	現在の教育現場が、新任教員に強く求める資質能力は、児童生徒、保護者、同僚に対する「対応力」である。教育実践で想定される様々な場面の中から、特に重要な「鍵的場面」を定め、それに対する「対応力」を教育現場での実践を通して育成する。
スポーツ指導方法論	平成18年度大学教育の国際化推進プログラム(海外先進教育研究実践支援) 「子どもスポーツ指導プログラムの国際化推進 - 実践的指導力のある教員養成システムの構築 - 」	主に子どもを対象とする優れたスポーツ指導者となるために、バルシューレ（最新のドイツ式・子どもボールゲーム指導法）の理論と実践を学ぶ。また、スポーツ指導者に求められる実践的な指導方法論を学習するため、本学で予定されているスポーツ教室の見学、立案、実施、反省を盛り込んだ指導者としての経験を積む。
食育と生活	平成20年度質の高い大学教育推進プログラム(教員養成大学による地域食育推進プログラム) 「食育オフィスの開設と食育リーダーの育成」	子どもの成長にとって食生活が大切な役割を果たしていることがわかる。 日英の食育の取組がわかる。 食文化の伝承と創造の大切さがわかる。 日本の食生活の現状と課題を理解する。 小学校の食育教員を作成する。
給食指導		学校給食を通して栄養バランスのとれた給食を理解する。 児童、生徒が望ましい食習慣を形成できるように指導する。 給食を通して人間関係を豊かに育てる場を提供する。

		給食を通して食教育の現状を理解する。
総合演習（食育と共生）		子どもの食生活の現状と課題，食育の重要性を理解する． 食文化を大切に育む気持ちを育てる． 子どもの対応の仕方がわかる．
幼年教育学特講	平成19年度専門職大学院等教育推進プログラム 「幼保統合の「保育実践知」教育プログラム」	幼保 GP のコンセプトである「保育実践知」の形成を図る。 " 5つの内容 " のうち、「誕生から見通した発達理解」「保育内容・保育方法の獲得」に重点を置く。(連動して「保護者支援」「保育者としてのキャリア成熟」性に若干、言及する。 " 3つの学びの循環 " については、教室での学びにリアリティを持たせることで実現を図るとともに、保育実践観察の機会を設定する。
保育内容特講		(1)保育における絵本を中心とした視聴覚教材の特徴がわかる。 (2)子どもの発達の様相を押さえながら、それぞれの教材を保育の中に取り入れていく方法がわかる。 (3)「出張えほんのひろば」の活動に参加し、実際に子どもと絵本を読みあう体験をすることによって、絵本を保育のなかに取り入れていく方法を捉え直す。
幼児と健康		子どもの発達段階における運動あそびの教育的価値がわかる． 自己の保育を的確に振り返ることができる． 運動あそびの創り方がわかり，自分で創ることができる． 運動あそびを指導するために必要な教師としての知識がわかる． 運動あそびにおける子どもへの関わり方がわかる． 健康領域の意味と幼児の発育・発達との関係がわかる．

【分析結果とその根拠理由】

学生の多様なニーズ等は組織的に把握し、カリキュラム変更等で対応している。また、他大学との単位互換制度も充実させている。研究成果や学術の発展動向に深く関わった内容の授業が展開されている。他にも、社会からの要請に応じて学生の学校派遣事業を推進し、また、各種 GP の成果を学部教育へ反映させている。

以上のことから、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成と展開になっていると判断できる。

観点 5 - 1 - : 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

学生の主体的な学習を促し、十分な学習時間を確保することを目的に、履修科目登録の上限を設けている。集中講義科目並びに教育実習及び卒業論文等の単位も含めて、年間 50 単位に設定している(資料 5 - 1 - 3 - A)。一方、本学では GPA を算出している(資料 5 - 1 - 3 - B)。前年度の修得単位数合計が 40 単位以上かつ GPA が 3.0 以上の者は、翌年次開講の授業科目を 6 単位の範囲内で履修できる「履修特例措置」を、当該授業科目担当教員の許可を得て、実施している(別添資料 5 - 1 - 3 - 1)。その実績は資料 5 - 1 - 3 - C のとおりである。

組織的な履修指導としては、説明会(資料 5 - 1 - 3 - D)のほか、専修ごとに、担当教員による指導を行っている。オフィスアワーでの相談に加えて、教員が授業・校務等以外の可能な時間帯で日常的に学生の指導に当たっている。



## 資料5 - 1 - 3 - A 奈良教育大学履修規則（第13条）

（履修登録できる単位数の制限）

第13条 学生が1年間に履修登録できる単位数の合計は、集中講義科目並びに教育実習及び卒業論文等の単位数を含め、原則として50単位までとする。

## 資料5 - 1 - 3 - B GPAについて（『履修の手引』より）

グレード・ポイント・アベレージ（GPA）とは？

本学では、成績は「A・B・C・D・E」で評価しますが、これに「4・3・2・1・0」のグレード・ポイントを与え、各授業科目の登録単位数を考慮して1年間の成績平均（グレード・ポイント・アベレージ）を算出します。

「GPAが3.0以上」の該当者は、次年度の履修登録時までに教務課掲示板に学生番号を掲示します。

【出典：『履修の手引』p8】

## 資料5 - 1 - 3 - C 履修特例措置に係る実績

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
履修特例適用者数	74	82	91	92
申請者数	22	0	5	8
申請科目数	42	0	5	8
単位認定科目数	34	0	5	8
申請単位数	84	0	10	16
認定単位数	68	0	10	16

## 資料5 - 1 - 3 - D 教務課関係説明会等

事 項	内 容	実施予定時期	対象学生
新入生対象オリエンテーション	卒業までの履修に係る全般的な説明を行う。	4月（新入生オリエンテーション）	新入生
次年度の教育実習にかかる登録説明会	次年度の教育実習の登録方法及び希望調査に基づく附属学校及び協力校に関する調整方法の説明を行う。	4月中旬	学校教育教員養成課程（2回生）・総合教育課程（3回生）
次年度の特別支援学校教育実習登録者に対する説明会	特別支援学校教育実習は全て協力校で行うが、出身校でない学校に実習依頼をすることになるので特別支援学校の探し方及び依頼方法についての説明を行う。	5月下旬	次年度特別支援学校教育実習登録者（3回生）
介護等体験オリエンテーション	「介護等体験」参加にあたり具体的な手続き内容説明後、参加費用の徴収を行う。	6月上旬	前年度（12月）に「介護等体験」の参加申込みをした者

教育職員免許状申請手続き要領説明会	教育職員免許状一括申請に伴う願書等の作成方法及び提出書類等に関する説明を行う。	11月下旬	3月卒業・修了見込みの者で教員免許取得希望者
次年度の教職専門科目「総合演習」説明会	次年度に開設する総合演習のテーマについて周知するとともに、次年度の履修登録までに予め受講者数の調整をする必要があることからテーマの希望調査を行う。	12月上旬	学校教育教員養成課程1回生 総合教育課程1回生で所属専修に「総合フィールド演習」が開設されない学生等
次年度の「介護等体験」参加申込みにかかる説明会	介護等体験の概要説明後、次年度の介護等体験の参加希望者を受け付ける。	12月上旬	主に1回生（小、中学校教諭の普通免許状取得予定者）

【出典：大学ホームページ（教務課からのお知らせ）『教務課関係説明会等』】

・別添資料5 - 1 - 3 - 1 奈良教育大学履修規則の運用について（申し合わせ）（平成16年規則第255号）

【分析結果とその根拠理由】

履修科目登録の上限設定、GPA 制度の実施、授業時間外の学習機会の確保、組織的な履修指導など、学生の主体的な学習を促し、十分な学習時間を確保するような工夫がなされていると判断できる。

観点5 - 2 - 1 : 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

【観点に係る状況】

(1) 授業形態の組合せ・バランス

各科目の授業形態については、教育職員免許法に沿って、学則により定められた単位の規準に基づいている。その上で、教育目標を踏まえて各コース・専修の各分野の特性に応じた編成をとっており、授業形態のバランスにも配慮している（別添資料5 - 1 - 1 - 1）例えば「専門教育科目」の平成20年度全開講数の内訳を資料5 - 2 - 1 - Aに示す。

また、10名以下の少人数授業の実施割合は、全体の37.6%、30名以下で見ると、全体の75.1%を占めている（資料5 - 2 - 1 - B）

資料5 - 2 - 1 - A 授業形態別授業数（学部・専門教育科目）（平成20年度）

授業形態	コマ数	割合
講 義	568	56.3%
演 習	248	24.6%
実 験 ・ 実 習	32	3.2%
実 習	58	5.8%
実 技	102	10.1%
合 計	1,008	100.0%

## 資料5 - 2 - 1 - B 受講生規模別授業科目数(学部・専門教育科目) (平成20年度)

授業形態	コマ数	受講生規模						
		0名	1-10	11-20	21-30	31-40	41-50	51名以上
講義	568 (100.0%)	24 (4.2%)	146 (25.7%)	124 (21.8%)	91 (16.0%)	41 (7.2%)	29 (5.1%)	113 (19.9%)
演習	248 (100.0%)	12 (4.8%)	107 (43.1%)	56 (22.6%)	35 (14.1%)	24 (9.7%)	5 (2.0%)	9 (3.6%)
実験・実習	32 (100.0%)	3 (9.4%)	15 (46.9%)	6 (18.8%)	7 (21.9%)	1 (3.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
実習	58 (100.0%)	1 (1.7%)	32 (55.2%)	13 (22.4%)	0 (0.0%)	3 (5.2%)	3 (5.2%)	6 (10.3%)
実技	102 (100.0%)	1 (1.0%)	38 (37.3%)	18 (17.6%)	28 (27.5%)	7 (6.9%)	9 (8.8%)	1 (1.0%)
合計	1,008 (100.0%)	41 (4.1%)	338 (33.5%)	217 (21.5%)	161 (16.0%)	76 (7.5%)	46 (4.6%)	129 (12.8%)

## (2) 学習指導法の工夫

学習指導法の工夫として、各専修において特色ある授業を行っている。特に、世界遺産に関係した「文化財材料論」、「地学巡検」などのフィールドワーク野外実習、高大連携をにらんだ「基礎数学」、学内で定期的に発表会を催している「表現運動(ダンス)」など本学独自の授業を展開している。「中等教科教育法(英語)」での英語ボランティアガイド等の小中高における英語活用実践に関する授業も特筆できる(資料5 - 2 - 1 - C)。

なお、演習・実験・実習・実技科目等におけるティーチング・アシスタント(以下「TA」という。)を活用する授業の平成21年度総数は49コマ(4.9%)である(資料5 - 2 - 1 - D)。

学習支援機能を高めたe-learningの取組として、Web-CTやWBLSSの活用を図っている授業が増加している(資料5 - 2 - 1 - E)。

## 資料5 - 2 - 1 - C 特色ある授業の例

授業科目名	科目区分	目的(シラバスより)
文化財材料論	文化財・書道芸術 コース共通科目	文化財の保管・修復等において、その対象とするものがいかなる材質のものにより成り立っているのかを知ることは、たいへん基本的で、かつ重要なことであると思われる。 文化財に用いられている材料・技法は、現代に生きる我々の想像を超えて多様であるが、ここでは、おもに我が国の伝統的な絵画および工芸品について、正倉院宝物などの調査報告書等によりながら、種々の材質等について、ともに探ってみることから始めたい。
地学巡検	自然誌専修専門科目	この実習では整理された教科書的知識の学習ではなく、複雑・多様な自然そのものの情報をいかにして得るかを習得する。そのために地質学的に典型的な地質構造・岩石・地層等を野外で実地に観察し、読み取れる現象をレポートにまとめる。
基礎数学(解析)	数学教育専修専門科目	整関数、分数関数、指数関数、対数関数、三角関数、逆三角関数、双曲線関数などの典型的な初等関数の定義とその性質(グラフなど)について、高等学校で学習した内容を復習しながらいろいろな観点から理解を深めていく。また、これらの関数の微分と積分についての計算に慣れ親しみながら、いろいろな応用問題の解法を試みる。

表現運動（ダンス）	保健体育専修専門科目	創造的なダンス、ボディワーク、リズム表現、即興表現などを中心とする実習を通じて、自己身体や他者身体への気づきを深め、自己表現の喜びや他者と時空間を共有する楽しさを体験する。次の2点を主たる到達目標とする。 自身の身体が表現媒体として機能するための基礎的体力を身につける リズム・空間・イメージ要素を理解し、創造的な身体表現能力を身につける
中等教科教育法（英語）	教職専門科目	英語教育法の中でも、コミュニケーションの指導について、通訳技能のテクニックを用いてアプローチを試みる。既成の会話文の繰り返しによるコミュニケーションは退屈すぎ、ゼロからスタートするコミュニケーションは難しすぎる。その点、ある程度の教材内容を与えられ、それを通訳する中で自分なりの表現方法や発話内容を工夫する通訳的方法是、効率的なコミュニケーション学習に向いている。そこで、通訳技能開発の方法を学校現場に合うように整理し、コミュニケーション指導について教育実践を行いたい。学生たちが、中高において英語コミュニケーションを指導できる能力を高めることを到達目標とする。(cuffet 2 & 4.2)

【出典：教育学部シラバス】

資料5 - 2 - 1 - D ティーチング・アシスタント採用実績

年度	学期	任用人数	任用時間数	TA が関わる授業の例
16	前期	40	1,496	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報メディアの活用</li> <li>・初等教科教育法（理科）</li> <li>・指揮法 I</li> <li>・物質科学実験（化学）</li> <li>・体育</li> </ul> [全49コマ（H21年度）]
	後期	25	984	
17	前期	26	1,182	
	後期	24	1,132	
18	前期	32	1,222	
	後期	32	1,230	
19	前期	26	931	
	後期	23	705	
20	前期	31	1,155	
	後期	24	1,021	
21	前期	20	690	
	後期	29	1,020	

資料5 - 2 - 1 - E Web-CT、WBLSS を活用している授業

平成 21 年度前期	平成 21 年度後期
<ul style="list-style-type: none"> <li>) Web-CT</li> <li>・英作文 I</li> <li>・国際理解教育演習</li> <li>・音声学音韻論</li> <li>・道徳教育の研究</li> <li>・倫理学</li> <li>・総合演習</li> <li>・中等教科教育法 III(保健体育)</li> <li>・システムプログラミング</li> <li>・数理プログラミング I</li> <li>・情報機器の操作</li> <li>) WBLSS</li> <li>・情報機器の操作</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>) Web-CT</li> <li>・知的障害教育方法(障害児教育課程論)</li> <li>・特別支援教育方法学特論</li> <li>・英作文 II</li> <li>・情報科学入門 II</li> <li>・情報システム論</li> <li>・総合教育基礎ゼミナール II(情報数理)</li> <li>・外国語コミュニケーション H</li> <li>・中等教科教育法 I(理科)</li> <li>・中等教科教育法 II(理科)</li> <li>・初等教科教育法(理科)</li> <li>・日本語学演習 D</li> <li>・球技(バスケットボール型)</li> <li>・初等教科教育法(体育)</li> <li>・幼児と健康 II</li> <li>・マルチメディア概論</li> <li>・情報通信システム工学</li> <li>・教育方法・メディア(総合教育課程)</li> <li>) WBLSS</li> <li>・情報メディアの活用</li> <li>・情報と職業</li> <li>・中等教科教育法 II(情報)</li> <li>・教師のための情報倫理</li> </ul>

(用語註)

) Web-CT (Web course control) とは、ネットワーク上で授業を運営・管理するための WWW のアプリケーションで、授業でホームページを簡単に作成・運営するためのツール。

) WBLSS (Web Based Learning Support System) とは、自己学習支援システムで、学習内容がユニット単位で分割されており、学習者はユニット選択により多様な自主学習が可能となる。

【分析結果とその根拠理由】

各科目の授業形態については、教育職員免許法に沿い、学則により定められた単位の規準に基づいた上で、教育目標を踏まえて各コース・専修の各分野の特性に応じた編成をとっており、授業形態のバランスにも配慮している。また、少人数授業の占める割合も十分と言える。

GP をはじめとした特色のある取組も多く、各専修において特色ある授業を行っている。演習・実験・実習・実技科目等において TA を活用しており、さらに e-learning の取組として、Web-CT や WBLSS の活用を図っている授業が増加している。

以上のことから、本学の教育の目的に照らして、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断できる。

観点 5 - 2 - : 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点到に係る状況】

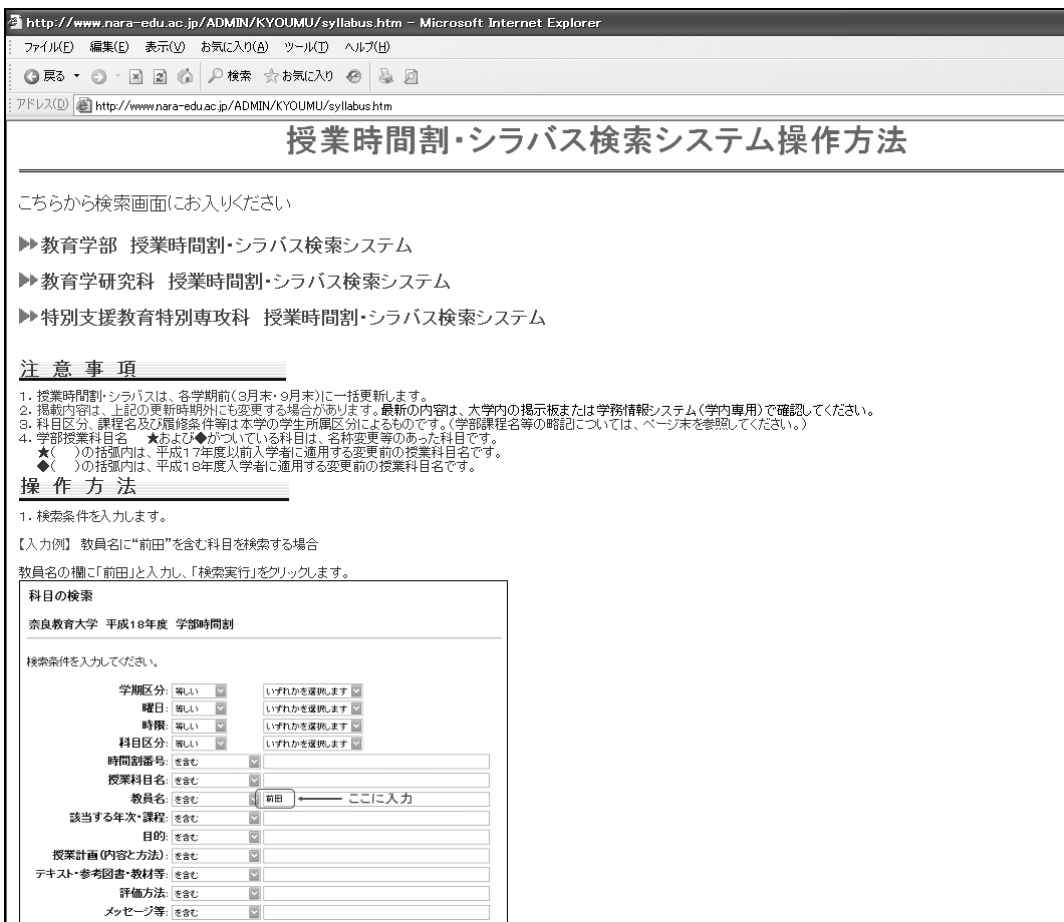
各授業の概要や授業計画、また授業方法、評価方法、参考資料等について学生に周知し、学生の授業選択の支援や、学生の主体的な学習を促すために、全学的にシラバスを作成している (別添資料 5 - 2 - 2 - 1) その内容項目は、「学期区分」「曜日」「時限」「科目区分」「時間割番号」「授業科目名」「教員名」「該当する年次・課程」「単位」「目的」「授業計画(内容と方法)」「テキスト・参考図書・教材等」「評価方法」「メッセージ等」から成

り立っており、1科目当たり概ねA4用紙1枚程度の情報量である。

シラバスはウェブ版を基本とし、ホームページで学内外に公開している(資料5-2-2-A)。授業科目名や教員名、授業科目区分などに加えて、授業内容に含まれるキーワードから検索することが可能になっている。学生は、学内に設置されたオープン端末や自宅のPC等でこれを参照できる。

シラバスの活用度については、平成20年度の授業評価アンケートによると、「授業計画(シラバス)を読んで授業の全体像を把握して授業に臨みましたか?(4者択一)」の問いに、前期64.5%、後期66.0%の学生が「1,2(読んだ)」と回答している。

**資料5-2-2-A 「授業時間割・シラバス検索システム操作方法」(一部)**



(<http://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/KYOUNU/syllabus.htm>)

**・別添資料5-2-2-1 教育学部シラバスの例(中等教科教育法 (英語))**

**【分析結果とその根拠理由】**

シラバスはウェブ版を基本とし、学内外に公開している。検索機能も充実しており、学生は必要な授業を学内外からの確に探し出すことができる。項目や内容も踏まえ、教育課程の編成の趣旨に沿って適切に作成されていると判断できる。

シラバスの活用状況について、学生の授業評価アンケートでは改善の余地はあるものの、適切であると判断できる。

観点 5 - 2 - : 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

学生の主体的な学習を促し保障するため、各コース・専修にふさわしい多様な取組を行っている（資料 5 - 2 - 3 - A）

特に「図書館」（177 席）は主体的学習支援のため、平日の夜間に加え、土曜日も開館している（資料 5 - 2 - 3 - B）。更に、「学生オフィス」（48 席）（資料 5 - 2 - 3 - C）、「情報サテライト室」（資料 5 - 2 - 3 - D）を設けており、学生が自由に勉学に専念できる環境を整備している。

本学は「教育資料館」を有しており、初等中等教育に関する資料を中心に収蔵し、学習のための利用に供している。また、学習の一環として、世界遺産関係の DVD を鑑賞する「世界遺産ミニシアター」を備えている。

全教員があらかじめ特定の時間帯を設定し、学生からの授業科目等に関する質問、学生生活全般・進路に関する相談等を受ける「オフィスアワー」も学生の主体性を促し、基礎学力の不足等、修学上の問題を抱えた学生に対応するための取組である（資料 5 - 2 - 3 - E）。この取組に係る周知は、学生掲示板、入学時ガイダンス、冊子「学生生活」及び大学ホームページ（資料 5 - 2 - 3 - F）で行っている。なお、教員は、この指定時間帯での相談に加えて、日常的に学生の指導・支援に当たっている。

この外、各専修ごとに学年担当教員を配置し、学生の履修指導、就職指導、生活指導等の全般的な指導・助言を行うとともに、学生からの種々の相談に応じるほか、不登校・異常行動学生への対応も行っている。

なお、基礎学力不足の学生を組織的に把握する方法として、GPA（資料 5 - 1 - 3 - B）が役立っている。また、多様な就職支援プログラムを実施している（別添資料 5 - 2 - 3 - 1、別添資料 5 - 2 - 3 - 2）。

資料 5 - 2 - 3 - A 学生の主体的な学習を促す取組例

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オフィスアワーの設定</li> <li>・ 自習室の設置</li> <li>・ 研究室などの開放</li> <li>・ 研究室図書の出借</li> <li>・ 自主ゼミなどの活動促進</li> <li>・ 課題に対するメールでの対話</li> <li>・ 自主学習教材の購入と貸出</li> <li>・ 実験器具・楽器・情報機器の貸出</li> <li>・ ホームページを使った復習</li> <li>・ 空き教室での自主作品製作の促進</li> </ul>
--

資料 5 - 2 - 3 - B 図書館開館時間一覧表

施設	平日（月～金）		土曜日	日曜日・祝日 試験前 3 週間・試験期
	授業期間	教育実習期間		
閲覧室	9:00～21:00	9:00～20:00	10:00～17:00	10:00～17:00
パソコン室	9:00～20:30	9:00～19:30	10:00～16:30	10:00～16:30

備考：(1) 休業日は、平日（月～金）の 9:00～17:00 開館。土・日・休日は休館。

(2) 時間外の閲覧業務は、各日 2 名（時間雇用職員）勤務。

(3) 時間外開館日の月曜日と、金曜日については、2 名のうち 1 名は図書館職員が時差出勤で勤務。

### 資料 5 - 2 - 3 - C 奈良教育大学学生オフィス使用規則（抜粋）

（目的）

第 2 条 学生オフィスは、本学学生の自学、自習及び学生の憩いの場とすることを目的とする。

（施設）

第 4 条 第 2 条の目的を達成するため、学習スペース及びリフレッシュコーナーを設置する。

（使用時間）

第 5 条 学生オフィスの使用時間は、午前 7 時から午後 10 時 30 分までとする。

（使用日）

第 6 条 学生オフィスは、年末年始（12 月 27 日から 1 月 5 日まで）を除き使用できる。

### 資料 5 - 2 - 3 - D 奈良教育大学情報サテライト室使用規則（抜粋）

（目的）

第 2 条 サテライトは、本学の学生が情報処理機器を用いて学習、研究、情報収集を行う場として、使用することを目的とする。

（使用日）

第 4 条 サテライトは、原則として、土・日曜日並びに祝日・休日以外の平日に使用できる。

（使用時間）

第 5 条 サテライトの使用時間は、原則として午前 8 時 30 分から午後 8 時 45 分までとする。

### 資料 5 - 2 - 3 - E オフィスアワーの設定に関する申合せ

平成 16 年規則第 306 号

#### オフィスアワーの設定に関する申合せ

平成 16 年 4 月 1 日  
制 定

（目的）

1. 学生支援充実のため、学業を中心とした学生生活全般にわたって質問・相談等に応じる特定の時間帯（オフィスアワー）として、教員があらかじめ示す特定の時間帯を設定する。

（利用）

2. 学生は基本的に予約なしで研究室を訪ね、勉学のことから学生生活全般・進路・将来のことに及んで相談することができる。

（時間帯等）

3. 各教員はオフィスアワーを設定できる時間帯等を所定の様式により学生委員会に届けるものとする。ただし、オフィスアワーの設定時間は最低 1 コマ（90 分）以上設けるものとする。

（周知方法）

4. オフィスアワーを学生に周知する方法は次の方法によるものとする。

- 一 大学のホームページに掲載
- 二 大学が作成する冊子に掲載（天平雲等）
- 三 一覧表を時間割冊子と同時に配布

（その他）

5. この申合せに関する事項及び改正は学生委員会において行う。

附 則

この申合せは、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。



## 資料5 - 2 - 3 - F 大学ホームページ「オフィスアワー」サイト

奈良教育大学  
NARA UNIVERSITY OF EDUCATION

学生支援課サイト

トップページ 学生支援課 サイトマップ E-MAIL 学内マップ 管理棟 学生会館

Google WWW検索 学内検索 検索開始

オフィスアワー

学生生活のお知らせ > 学生相談 > オフィスアワー一覧

オフィスアワー一覧

本学では、オフィスアワーを設けています。  
オフィスアワーとは、学生が自由に教員室に行って授業科目等に関する質問・学生生活全般・進路・将来のことまで、いろいろな相談に応じるための時間として、教員があらかじめ示す特定の時間帯の事です。  
教員に相談・質問のある場合、下記時間帯に指定の場所を訪問して下さい。  
基本的に、アポイントは不要です。

最終更新 平成19年4月1日

リンク先を選んでください

教育実践開発講座					
教授		火	13:30～14:30	研究室	メール予約要。希望より他の時間帯に受け付けることがある。
教授	前期	月	10:40～12:10	研究室	その他随時、メールか電話で連絡を。
	後期	月	14:40～16:10	研究室	
教授		火	12:30～14:00	研究室	メールによる相談は随時受付。左記時間以外も他に用事がなければ可。

- ・ 別添資料5 - 2 - 3 - 1 平成20年度 教員採用試験対策支援プログラム実施計画表  
(教員就職志願者対象)
- ・ 別添資料5 - 2 - 3 - 2 平成20年度 就職支援セミナー実施計画表(企業・公務員就職志願者対象)

## 【分析結果とその根拠理由】

図書館等、自主学習のための設備を整えている。図書館は平日の夜間に加え、土曜日も開館し、時間外における学習の便宜を図っている。

オフィスアワーの設定などにより、組織的な自主学習への配慮を行っている。

なお、基礎学力不足の学生への配慮については、GPA を活用して、オフィスアワーや学年担当教員による指導により組織的に対応している。

観点5 - 2 - : 夜間において授業を実施している課程(夜間学部や昼夜開講制(夜間主コース))を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】該当なし。

【分析結果とその根拠理由】該当なし。

観点5 - 2 - : 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業(添削等による指導を含む。)放送授業、面接授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実

施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】該当なし。

【分析結果とその根拠理由】該当なし。

観点 5 - 3 - : 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

成績評価基準は履修規則第 17 条に策定しており(資料 5 - 3 - 1 - A)、『履修の手引』にその成績証明書への表示方法とともに示している(別添資料 5 - 3 - 1 - 1)。また、成績評価の妥当性、信頼性及び公平性の観点から、より具体的な取り扱いを「成績評価に関する申合せ」として策定している(別添資料 5 - 3 - 1 - 2)。教育の目的に応じた具体的な評価方法は、出席、レポート、作品、試験成績等について各授業科目のシラバスに記載されている(観点 5 - 2 - )。シラバスは、全ての学生がウェブ上で学内外より閲覧することができる。

卒業認定基準は学則第 70 条及び第 74 条に策定しており(資料 5 - 3 - 1 - B)、『履修の手引』に示されている(別添資料 5 - 3 - 1 - 3)。この『履修の手引』は、全学生に配布している。

また、これらの基準は、新入生オリエンテーションにおいても説明している。

また、同一科目を複数の教員で担当する場合は、教員間で評価の差が出ないように調整を図っている。卒業判定として、必要単位数を満たしているかが基準となり、教授会の議に付される。特に卒業論文に関しては、「卒業論文規則」及び「学位論文及び卒業論文の審査項目等について」を策定し、指導教員と関連教員による合議による厳正な合否判定を行っている(資料 5 - 3 - 1 - C)(別添資料 5 - 3 - 1 - 4)。

#### 資料 5 - 3 - 1 - A 奈良教育大学履修規則(第 17 条)

(成績評価等)

第 17 条 成績評価は、A(100-90)、B(89-80)、C(79-70)、D(69-60)及びE(59-0)の 5 段階の評語をもつて表し、A、B、C 及び D を合格とし、単位を認定する。

#### 資料 5 - 3 - 1 - B 国立大学法人奈良教育大学学則(第 70 条、第 74 条)

(卒業に必要な単位数)

第 70 条 卒業に必要な単位数は、学校教育教員養成課程にあつては 134 単位数以上、総合教育課程にあつては 128 単位数以上とする。

2 履修及び卒業論文に関し、必要な事項は、別に定める。

(卒業の認定)

第 74 条 学部に 4 年以上在学し、第 70 条に定める単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

## 資料5 - 3 - 1 - C 奈良教育大学卒業論文規則（第7条）

（卒業論文の評価）

第7条 卒業論文の評価は、指導教員が関係教員と合議のうえ行う。

2 卒業論文の審査には、口頭試問をあわせ加えることがある。

- ・ 別添資料5 - 3 - 1 - 1 『履修の手引』p10 「5 成績と単位の認定」
- ・ 別添資料5 - 3 - 1 - 2 「成績評価に関する申合せ」
- ・ 別添資料5 - 3 - 1 - 3 『履修の手引』p13 「8 卒業」
- ・ 別添資料5 - 3 - 1 - 4 「学位論文及び卒業論文の審査項目等について」

## 【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準や卒業認定基準は、いずれも大学が組織として策定し、『履修の手引』やオリエンテーションを通じて学生に周知している。また、個々の「教育の目的に応じた」具体的な評価方法は、担当の教員が作成するシラバスに示されている。

成績評価は、基準に沿って5段階で適切に行われている。明確に提示された履修すべき科目・取得すべき単位数を満たした学生について、教授会で卒業の可否の判定が下される。

以上のことから、成績評価基準や卒業判定基準を組織として策定・周知し、これに従って、成績評価、単位認定及び卒業判定が適切に行われていると判断できる。

観点5 - 3 - : 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

## 【観点到に係る状況】

「成績評価に関する申合せ」において、成績の評価方法を定めるとともに、学生が成績評価に関する疑問点等について相談を申し入れることが出来る条項を設けている（別添資料5 - 3 - 1 - 2）。

具体的な相談の取扱いとは、「成績評価の相談に関する取扱いについて」により、授業担当教員による相談受付と、疑問点が解消しない場合の副学長（教育担当）による対応について定めている（別添資料5 - 3 - 2 - 1）。

- ・ 別添資料5 - 3 - 2 - 1 「成績評価の相談に関する取扱いについて」

## 【分析結果とその根拠理由】

成績評価に係る評価基準と疑問点についての相談の体制等について定めており、授業担当教員と副学長（教育担当）が対応する体制としている。

以上のことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断できる。

<大学院課程>

観点 5 - 4 - : 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点到係る状況】

(1) 教育課程の編成

大学院教育学研究科(修士課程)では、資料 5 - 4 - 1 - A の 6 つの観点を実現するため、教育課程は 5 つに分類された科目で構成されている(資料 5 - 4 - 1 - B : 第 4 条第 1 項)。

資料 5 - 4 - 1 - A 大学院における教育課程編成の観点

- [1] 教育実践を視野に入れた、より高度な専門性を有する教育者の養成を目指すこと
- [2] 教育の現代的な課題に対応すること
- [3] 教科横断的な教育内容を構想すること
- [4] 研究方法の獲得
- [5] 体験による課題意識の先鋭化(フィールド授業や参加型授業の展開)
- [6] 地域の教育に貢献すること

資料 5 - 4 - 1 - B 奈良教育大学大学院修士課程履修規則(第 3 条、第 4 条)

(授業科目)

第 3 条 授業科目は、修士課程共通科目、専攻共通科目、専修専門科目(学校教育科目、教科教育科目、教科科目)及び課題研究から成る。

2 開設授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(履修単位及び履修方法等)

第 4 条 学生は、各専攻・専修の修学方法に応じて、授業科目からそれぞれ次の単位数以上を履修しなければならない。

- 一 修士課程共通科目 2 単位
- 二 専攻共通科目 2 単位
- 三 専修専門科目 1 6 単位
- 四 自由選択科目 6 単位
- 五 課題研究 4 単位

2 専修専門科目 1 6 単位については、各専攻・専修により次のとおりとする。

- 一 学校教育専攻教育科学専修・教育心理専修にあっては、教科教育科目 2 単位を必修とし、専攻内の他専修 4 単位を含むことができる。
  - 二 学校教育専攻教育臨床・特別支援教育専修にあっては、教科教育科目 2 単位を含み、他専修 4 単位を含むことができる。
  - 三 教科教育専攻にあっては、専修内の教科教育科目 6 単位を必修とし、専攻内の他専修 4 単位を含むことができる。
- 3 自由選択科目については、自己の研究の目的に応じて専攻・専修の別にかかわらず自主的に履修修得できる。
- 4 課題研究については、研究指導教員と専修関係教員の指導助言により課題を定めて研究を行うが、必要に応じて関係教員の指導のもとに附属学校(園)、教育実践総合センター等の協力を得ることができる。

(2) 授業科目の配置

「修士課程共通科目」では、教育研究の学問的基礎力と現代的な教育課題への対応力を有する教員・教育者に必要な専門性を目指す。学校教育の今日的課題を捉え、また各大学院生の研究課題と関連づけられる内容を広い分野にわたり提供している。これは、全員必修(1年次)である(資料 5 - 4 - 1 - C)。

「専攻共通科目」では、所属専攻学生必修(1年次)とし、各専攻内の各専修を横断する内容を取り上げ、研究方法の習得を図っている(資料 5 - 4 - 1 - C)。

上記の科目を土台として、大学院生は教育の現代的課題に研究と実践の両面から対峙し、自らの専門性を深めるように配慮されている。

さらに、「専修専門科目」では、各専修内容を支える各学問の先端的な内容を体系的に提供しつつ、常に理論と実践を往還できるように配慮している。「自由選択科目」は、学生の興味・関心に応じて履修するものである。これらの科目によってそれぞれの専修ごとの専門領域での教育が提供され、さらに、研究指導として「課題研究」を課し、個別の研究指導はもとより、集団的な研究指導の機会も設定している（資料5 - 4 - 1 - B：第4条第2～4項）

加えて、フィールド実践研究の充実を図るために、附属学校園での授業研究等についての希望調査の実施、大学院生が学部生のメンターとして連携校で教育体験をする学校フィールド体験、公立学校でのスクールサポート等の学校インターンシップ、附属中学校で実施しているピア・サポート活動等を実施している。

#### 資料5 - 4 - 1 - C 修士課程共通科目・専攻共通科目

区 分	授 業 科 目 名	開講期	単 位
修士課程共通科目	現代における学校教育の課題	前期	2
専攻共通科目	学校教育研究的方法論	後期	2
	子ども理解特論（特別な支援を必要とする子ども）	後期	2
	教科授業研究特論	前期	2

#### 【分析結果とその根拠理由】

修士課程の目的である専門領域の研究を基盤として、教育の理論と実践が統合された専門的能力の育成の趣旨に沿い、教育課程を編成している。教育課程は、特色ある「修士課程共通科目」、「専攻共通科目」、「専修専門科目」、「自由選択科目」、「課題研究」が、学生の研究活動の進展に即して積み上げ的に編成されている。これらは、目的とする学問分野や専門職業分野における期待に応えるものになっている。さらに、この教育課程の中で、大学院生に研究方法と理論を学ばせ、きめ細かな個別的研究指導につなげている。

以上のことから、修士課程の目的・学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断できる。

観点5 - 4 - : 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

#### 【観点到に係る状況】

##### (1) 学生・社会からの要請を踏まえた配慮

研究科においては少人数教育のため（観点5 - 5 - 参照）個々の大学院生のニーズにそれぞれ対応するとともに、授業アンケートなどを実施し、個々の授業改善を通じて、教育課程の改善に結びつけている。また、入学時の大学院生の教員免許状取得希望に配慮して、学部授業科目の履修制度を設けている（資料5 - 4 - 2 - A）、さらに、奈良女子大学との学生交流協定、近畿地区5大学単位互換に関する協定による単位互換も実施している（資料5 - 4 - 2 - B）

また、学校心理士や臨床発達心理士などの教育に関連する各種資格を取得できるよう、教育課程と内容を設定している。

**資料 5 - 4 - 2 - A 奈良教育大学大学院履修規則（第 5 条）**

<p>( 学部科目の履修 )</p> <p>第 5 条 学生は、当該専攻・専修の研究上有益となる場合に限り、奈良教育大学教育学部において開設する授業科目を履修することができる。</p> <p>2 前項の規定に基づき履修し修得した単位は、第 4 条 1 項の各号に掲げる単位数には含めないものとする。</p> <p>3 第 1 項の学部授業科目の履修については別に定める。</p>
---

**資料 5 - 4 - 2 - B 大学間単位互換協定一覧（大学院教育）**

制 度	協 定 校
奈良教育大学と奈良女子大学との間における学生交流協定	奈良女子大学及び奈良教育大学
近畿地区 5 大学単位互換協定	滋賀大学、京都教育大学、大阪教育大学、和歌山大学及び奈良教育大学（計 5 大学）

(2) 研究成果（学術の発展動向）の反映

大学院における授業では、教員自らの研究成果を紹介し、研究の目的・過程・得られた成果の意義を大学院生に理解させるよう図っている。教育実践研究の成果を授業に取り入れること、及び実践研究の場での体験を通じての大学院生の課題意識の高揚に努めている（資料 3 - 3 - 1 - A : 大学院）。

(3) 各種 GP の教育への反映

本学は、文部科学省の教員養成 GP 等に採択され、その成果を大学院の教育へ反映させている（資料 5 - 4 - 2 - C）。

**資料 5 - 4 - 2 - C 各種 GP 等の授業への反映例**

科目名	対応する GP 等	目的（シラバスより抜粋）
教職実践指導	平成 17 年度教員養成 GP 「鍵的場面での『対応力』を備えた教員の養成」	(目的)現在の教育現場が、新人教員に強く求める資質能力は、児童生徒、保護者、同僚に対する「対応力」である。教育実践で想定される様々な場面の中から、特に重要な「鍵的場面」を定め、それに対する「対応力」を教育現場での実践を通して育成する。 (内容)学部学生・提携校教員・大学教員らとともに「テトラ型チーム」を組織し、提携校においてインターン形式により教職に係る実践を行うほか、メンターとして学部学生の指導的役割を果たす。
世界の中の奈良 - 伝統と継承・発信 -	平成 19 年度大学院教育改革支援プログラム 「地域と伝統文化」教育プログラム	日本の伝統文化を見直そうという社会的機運の高まるなか、本学の立地する特色ある地域である奈良の伝統文化とその源流について、最新の教育内容学の成果に基づく教材開発、ひいては教授法・学習法の開発ができる高度な力量を形成するプログラムを開発することが必要とされている。本学で学び、教育者を目指す大学院生に、その専門分野のいかに関わらず共通して、奈良時代以前からユーラシア大陸に向かって開かれた日本文化の中心であり、平城京よりの遷都後も現代に至るまで広範に規範性を保ち続けた奈良の文化について、学際的・教科横断的な認識・理解をもたせることは、本学の人材養成目的に的確に沿っている。また、知識基盤社会における教育の現代的・国際的な課題を解決してゆくうえで、自国の文化に対する知識と正しい認識とが必要不可欠であることは、本学のみに限らない普遍的妥当性を有している。このような観点から「地域と伝統文化」教育プログラムのコア科目として「世界の中の奈良 伝統と継承・発信」を設定する。

**【分析結果とその根拠理由】**

学生の多様なニーズ等は組織的に把握し、カリキュラム変更等で対応している。また、学部授業科目の履修制

度を設け、他大学との単位互換制度も充実させている。授業内容から、研究成果や学術の発展動向に深く関わった授業が展開されており、GP の成果も反映させている。さらに、学校心理士や臨床発達心理士など、社会的要請の高い教育に関連する各種資格を取得できるよう、教育課程と内容を設定している。

以上のことから、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成となっていると判断できる。

観点 5 - 4 - : 単位の実質化への配慮がなされているか。

#### 【観点到係る状況】

単位の実質化への配慮としては、年度始めの履修ガイダンスや各教員によるオフィスアワー等を利用した履修指導、授業時間外の学習を奨励する課題の提示等がある。共通科目等の多人数授業においては複数教員による対応、少人数授業においては演習形式による授業展開を進めるなど、個々の授業科目のレベルで単位の実質化につながるような配慮を行っている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

オフィスアワーの設定をはじめとした組織的な履修指導など、学生の主体的な学習を促し、十分な学習時間を確保するような工夫がなされていると判断できる。

観点 5 - 5 - : 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

#### 【観点到係る状況】

##### (1) 授業形態の組合せ

研究科の授業は、講義と演習が中心となっている(資料 5 - 5 - 1 - A)。ほぼすべてが少人数の授業であり、それぞれ学習指導の工夫の上、適切に実施されている。講義においても「考える力」と「表す力」を鍛える対話型授業や、研究成果に基づく新しい教材による教育現場での授業実践につながる授業が多く展開されている。

資料 5 - 5 - 1 - A 授業形態別開講授業数、少人数授業実施割合(研究科)(平成 20 年度)

授業形態	コマ数	割合
講義	192	63.5%
演習	105	34.8%
実験・実習	2	0.7%
実習	3	1.0%
合計	302	100.0%
うち、少人数 授業(10名以下)	279	92.4%

## (2) 学習指導法の工夫

特色ある教育の一例として、平成 19 年度大学院 GP「『地域と伝統文化』教育プログラム」により展開されている取組がある。学際的・教科横断的教育を芸術創作やフィールドワーク等の形態も含めて教授する授業が新たに開設されている。

TA として大学院生を採用し、学部学生の実験や実習などの授業に参加させている(観点 3 - 4 - 参照)。採用に当たっては、採用を要望する授業担当教員に対して「推薦学生への教育的効果(TA として、大学院生にどのような力量の育成を目標とするのか)」の明示を求めている。

### 【分析結果とその根拠理由】

研究科の授業は、講義と演習が中心であり、9 割強が少人数授業である。特色ある教育の一例としては、GP に関連した授業などが挙げられる。それぞれ学習指導の工夫の上、適切に実施されている。また、大学院生の TA への採用に当たっては、教育的効果を明示させている。

以上のことから、本学の教育の目的に照らして、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断できる。

観点 5 - 5 - : 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

### 【観点到係る状況】

各授業のシラバスは、学部と同様である。(観点 5 - 2 - 参照)

また、シラバスの内容と授業内容の整合性について、平成 19 年 1 月に実施したアンケート調査の結果、肯定的な回答が約 86.2% (選択肢 1 及び 2) を占めた(資料 5 - 5 - 2 - A)。

さらに、シラバスの活用状況については、平成 20 年度の前期と後期に実施した大学院授業評価アンケート調査の結果、合計で 82.4% (選択肢 1 及び 2) が、授業の全体像を把握するのに授業計画(シラバス)は「役立った」または「ある程度役立った」と回答している(資料 5 - 5 - 2 - B)。

### 資料 5 - 5 - 2 - A 「大学院の授業・カリキュラムに関するアンケート調査」より

Q4 . あなたが受講された授業全体について、シラバスの内容と、授業内容が整合していましたか。

- 1 . ほとんど一致していた 2 . だいたい一致していた 3 . あまり一致していなかった  
4 . 全く一致していなかった

[ 回答集計結果 ( 計 58 名 ) ]

- 1 . 9 名 ( 15.5% )    2 . 41 名 ( 70.7% )    3 . 6 名 ( 10.3% )  
4 . 0 名 ( 0.0% )    その他 . 1 名 ( 1.7% )    無回答 . 1 名 ( 1.7% )

(備考) 対象 : 平成 18 年度在学生 150 名、 回答者数 : 58 名

【参考 : 『奈良教育大学大学院の授業に関する在学生アンケート結果報告書』平成 19 年 2 月、p8,p15】



## 資料5 - 5 - 2 - B 「大学院授業評価アンケート調査」より

Q6. 授業の全体像を把握するのに授業計画(シラバス)は役立ちましたか。

1. 役立った 2. ある程度役立った 3. あまり役立たなかった  
4. 役立たなかった 5. なかった/見ていない

[ 回答集計結果 ]

【前期】

1. 192名(45.4%)    2. 145名(34.3%)    3. 28名(6.6%)  
4. 6名(1.4%)    5. 52名(12.3%)    (計423名)

【後期】

1. 115名(50.7%)    2. 84名(37.0%)    3. 11名(4.9%)  
4. 6名(2.6%)    5. 11名(4.8%)    (計227名)

【合計】

1. 307名(47.2%)    2. 229名(35.2%)    3. 39名(6.0%)  
4. 12名(1.9%)    5. 63名(9.7%)    (計650名)

(備考)対象:平成20年度在学生120名、回答者数:650名(のべ)

## 【分析結果とその根拠理由】

研究科のシラバスは、学部と同様ウェブ版を基本とし、学内外に公開している。検索機能も充実しており、学生は必要な授業を学内外からの確に探し出すことができる。アンケート調査の結果なども踏まえると、教育課程の編成の趣旨に沿って適切に作成されており、活用されていると判断できる。

観点5 - 5 - : 夜間において授業を実施している課程(夜間大学院や教育方法の特例)を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

## 【観点到に係る状況】

現職教員等に対する教育を積極的に果たすことを目的に、昼夜開講制度を設けている。この制度には、「1年次フルタイム・2年次定期通学方式」(第14条特例)及び「夜間コース」があり、夜間コース大学院生のために、平日の夜間に各2時限の授業を開講している(資料5 - 5 - 3 - A)。また、夜間コースの学生は、休業期間中の昼間に開催される集中講義も受講できる。履修者数は、資料5 - 5 - 3 - Bのとおりである。

このほか、現職教員等で2年間の標準修業年限での履修が困難な場合、2年分の授業料で最長4年間の長期履修を認める「長期履修学生制度」を設けている。

また、現職教員のニーズに応えるため、昼間の大学院生と交流が図れるよう、研究科共通科目(現:修士課程共通科目)を土曜日にも開講するなどの改善を図った。

履修指導に関しては、入学時のオリエンテーションから夜間コース大学院生のための履修計画の指導を行う機会を設けている他、現職大学院生の勤務状況に応じて個別指導の時間を適宜設定するなど指導学生に対する配慮を行っている。また、大学院生が在学中に教員に採用された場合に、在学途中から夜間コースでの履修を可能にするなど、学生のニーズに対応できる体制をとっている。

**資料 5 - 5 - 3 - A 国立大学法人奈良教育大学学則（第 88 条）**

（現職教員等の学生の履修方法の特例）

第 88 条 大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 14 条及び大学院設置審査基準要項の五教育方法等の（二）の趣旨に基づき、現職教員等である学生は、履修方法の特例として、次の方法により授業及び研究指導を受けることができる。

- 一 第 1 年次は、在職校における勤務を離れて学業に専念し、通常の形態による授業及び研究指導を受け、第 2 年次は在職校に復帰し、授業及び研究指導を受けることができる。
  - 二 在職校に在籍し、11、12 時限（18：00～19：30）及び 13、14 時限（19：40～21：10）に開講される授業及び研究指導を受けることができる。
- 2 この特例は、専修領域の特性等を考慮し、その研究教育上の効果が期待されると認められた場合に適用される。
- 3 第 1 項第一号の特例の適用を受けようとする学生は、入学当初に研究指導教員の承認を得て教授会に願い出て、その許可を受けなければならない。
- 4 第 1 項第二号の特例の適用を受けようとする学生は、入学当初又は学期当初に研究指導教員の承認を得て教授会に願い出て、その許可を受けなければならない。
- 5 第 1 項第一号の特例の許可を受けた学生は、第 2 年次は、週 1 回以上定期的に通学し、授業及び研究指導を受け、合計 6 単位以上を修得しなければならない。

**資料 5 - 5 - 3 - B 夜間コース履修者数等**

	修士課程 学生数	うち 現職教員数	うち夜間コース履修者	
			人数	対現職教員比
平成 17 年度	127	15	2	13.3%
平成 18 年度	132	17	6	35.3%
平成 19 年度	126	22	16	72.7%
平成 20 年度	139	20	15	75.0%
平成 21 年度	134	15	14	93.3%

（単位：人）

【出典：「学生の定員及び現員（大学院）」『大学概要』2005-2009】

**【分析結果とその根拠理由】**

修士課程では昼夜開講制度を設けており、「1 年次フルタイム・2 年次定期通学方式」（第 14 条特例）及び「夜間コース」がある。夜間コース大学院生のために、平日夜間の授業を開講しているほか、休業期間中の昼間に開催される集中講義も受講できる。このほか、長期履修学生制度も設けている。

また、現職大学院院生の勤務状況に応じて適宜個別指導の時間を設けるなど、適切な指導を行っている。

以上のように、夜間コース等では、在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断できる。

観点 5 - 5 - : 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】該当なし。

【分析結果とその根拠理由】該当なし。

観点 5 - 6 - : 教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われているか。

【観点に係る状況】

研究指導については、「課題研究」(4単位)を課して毎週の時間割に位置づけ、責任ある指導を行っている。この毎週の研究指導とともに、複数教員による研究指導を行っている(資料5-4-1-B:第4条第4項)。この個別の研究指導はもとより、専攻・専修を単位として「テーマ発表会」、「中間発表会」及び「最終発表会」等、修士論文作成の節目において集団的な研究指導の機会を設定している。

研究指導教員の決定並びに修了認定については、資料5-6-1-Aのとおりである。

転専攻・転専修制度も研究指導を懇切に行うための制度である(資料5-6-1-B)。これは、大学院生の研究計画の変更に柔軟に対応するため、また、研究の予期せぬ展開があった場合に、より適した専門分野への変更の機会を保障する制度である。この制度は平成18年より発足し、これまでに3件に適用された。

#### 資料5-6-1-A 国立大学法人奈良教育大学学則(第89条、第90条)

(研究指導教員)

第89条 学長は、学生の入学後、教授会の議を経て、研究指導教員を定める。

(課程の修了)

第90条 修士課程に2年以上在学し、第86条第2項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格した者については、教授会の議を経て、学長が修士課程の修了を認定する。

2 修士課程に在学する者で優れた業績を上げたものに係る修士課程の修了の認定については、前項中「2年」とあるのは「1年」として同項の規定を適用する。

3 第1項に定める学位論文は、専攻の種類に応じ、研究指導教員の許可を得て、作品及び関連論文をもって代えることができる。

#### 資料5-6-1-B 奈良教育大学大学院修士課程転専攻及び転専修に関する規則(第2条~第7条)

(資格)

第2条 転籍を志望できる者は、原則として修士課程共通科目を修得している者とする。

(出願手続)

第3条 転籍を志望する者は、所定の期日(前期転籍については2月末日、後期転籍については8月末日)までに次に掲げる書類を教務課へ提出しなければならない。

- 一 転専攻・転専修志願票
- 二 単位修得証明書

(試験)

第4条 転籍の試験は、学力検査(実技を含む。)及び面接とする。

2 学力検査の科目は、各専修で指定する。

(転籍の時期)

第5条 転籍の時期は、学期の始めとする。

2 転籍を許可された者の受入れ年次は、現年次を継承するものとする。

(既修得単位の認定)

第6条 転籍を許可された者の既修得単位の取扱いについては、「既修得単位に関する取扱要領」を準用し、教務委員会の議を経て教授会が行うものとする。

(定員)

第7条 転籍を認める場合は、各専修ごとに若干名とする。

【分析結果とその根拠理由】

研究指導については、学則や履修規則等に明文化されている。毎週の「課題研究」による個別の研究指導に加え、集団的な研究指導を行っている。

また、大学院生の研究計画の変更に対応することなどを目的とした「転専攻・転専修制度」も設けている。

以上により、教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われていると判断できる。

観点 5 - 6 - : 研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われているか。

【観点到係る状況】

研究テーマ決定に対する指導については、制度としての定めはないが、専攻・専修によっては、テーマ発表会を設定し、研究テーマについて教員集団によって指導する場としている。また、この場では異学年院生が同席し、大学院生相互が意見を交わす学びの場としても機能している。

また、大学院生を TA として活用し(資料 5 - 2 - 1 - D)、教育能力の育成を図っているが、採用に当たっては、TA の職務だけでなく、「TA をすることで大学院生が獲得できる資質能力」の明示を、採用を要望する担当教員に求めている。明示を求めるのは TA を選考する教務委員会であり、この採用条件により TA の活動が教育的訓練の機会であることを周知している。

【分析結果とその根拠理由】

研究テーマ決定に対しては、テーマ発表会を設定し指導している専攻・専修もある。また、TA の活動を教育的訓練の機会としている。

以上により、研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われていると判断できる。

観点 5 - 7 - : 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

成績評価基準は、修士課程履修規則第 5 条に規定しており(資料 5 - 7 - 1 - A)、『大学院学生便覧』に記載して周知している。また、成績評価の妥当性、信頼性及び公平性の観点から、より具体的な取り扱いを「成績評価に関する申合せ」として策定している(別添資料 5 - 3 - 1 - 2)。個々の授業単位での具体的な評価方法は、シラバスに記載している。多くはレポート、発表内容、出席率等から総合的に評価している。

上記の基準に基づき行われた成績評価の分布は資料 5 - 7 - 1 - B のとおりである。

修了要件単位数は、履修規則に定めている(資料 5 - 7 - 1 - C)。そのほか、入学前の既修得単位の認定、現職教員の学生の履修方法の特例について学則に定めている(資料 5 - 7 - 1 - D : 第 87 条、第 88 条)。修了認定については、観点 5 - 6 - で示したとおり、学則及び学位規則に規定しているほか、「学位論文及び卒業論文の審査項目等について」(別添資料 5 - 3 - 1 - 4)を策定している。修了認定は、修了要件の科目と単位数の認定基準に従い、教務委員会の議を経た後に教授会において審議・議決する。

なお、これら修了要件に係る学生への周知は、『大学院学生便覧』への掲載及び入学時のオリエンテーションにより行っている。

#### 資料 5 - 7 - 1 - A 奈良教育大学大学院修士課程履修規則（第 5 条）

（成績評価等）

第 5 条 成績評価は、A(100-90)、B(89-80)、C(79-70)、D(69-60)及びE(59-0)の 5 段階の評語をもつて表し、A、B、C 及び D を合格とし、単位を認定する。

#### 資料 5 - 7 - 1 - B 成績評価分布表（平成 20 年度）

GPA	4.0	3.0 以上	2.0 以上	1.0 以上	1.0 未満	合 計
分布数	3	76	38	6	14	137
(割合)	(2.2%)	(55.5%)	(27.7%)	(4.4%)	(10.2%)	(100.0%)

（単位:人）

（注）学部準じた GPA の暫定値。グレード・ポイント A=4・B=3・C=2・D=1・E=0 として、次の計算式で算出。

$$\text{GPA} = [(\text{科目の単位数}) \times (\text{その科目で得たグレード・ポイント})] \text{の総和} / (\text{履修登録した単位数の総和})$$

#### 資料 5 - 7 - 1 - C 奈良教育大学大学院修士課程履修規則（第 3 条、第 4 条）

（授業科目）

第 3 条 授業科目は、修士課程共通科目、専攻共通科目、専修専門科目（学校教育科目、教科教育科目、教科科目）及び課題研究から成る。

2 開設授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

（履修単位及び履修方法等）

第 4 条 学生は、各専攻・専修の修学方法に応じて、授業科目からそれぞれ次の単位数以上を履修しなければならない。

- 一 修士課程共通科目 2 単位
- 二 専攻共通科目 2 単位
- 三 専修専門科目 16 単位
- 四 自由選択科目 6 単位
- 五 課題研究 4 単位

2 専修専門科目 16 単位については、各専攻・専修により次のとおりとする。

- 一 学校教育専攻教育科学専修・教育心理専修にあつては、教科教育科目 2 単位を必修とし、専攻内の他専修 4 単位を含むことができる。
- 二 学校教育専攻教育臨床・特別支援教育専修にあつては、教科教育科目 2 単位を含み、他専修 4 単位を含むことができる。
- 三 教科教育専攻にあつては、専修内の教科教育科目 6 単位を必修とし、専攻内の他専修 4 単位を含むことができる。

3 自由選択科目については、自己の研究の目的に応じて専攻・専修の別にかかわらず自主的に履修修得できる。

4 課題研究については、研究指導教員と専修関係教員の指導助言により課題を定めて研究を行うが、必要に応じて関係教員の指導のもとに附属学校(園)、教育実践総合センター等の協力を得ることができる。

#### 資料 5 - 7 - 1 - D 国立大学法人奈良教育大学学則（第 86 条の 2 ～ 第 88 条）

（成績評価基準等の明示等）

第 86 条の 2 修士課程は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 修士課程は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第86条の3 修士課程は、当該修士課程の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第87条 修士課程において教育上有益と認めるときは、学生が本学修士課程に入学する前に大学院(外国の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(大学院の科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学修士課程入学後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、10単位を超えないものとする。

3 前2項に定めるもののほか、既修得単位の認定に関し、必要な事項は、別に定める。

(現職教員等の学生の履修方法の特例)

第88条 大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第14条及び大学院設置審査基準要項の五教育方法等の(二)の趣旨に基づき、現職教員等である学生は、履修方法の特例として、次の方法により授業及び研究指導を受けることができる。

一 第1年次は、在職校における勤務を離れて学業に専念し、通常の状態による授業及び研究指導を受け、第2年次は在職校に復帰し、授業及び研究指導を受けることができる。

二 第1年次、第2年次とも、在職校に在籍し、11、12時限(18:00~19:30)及び13、14時限(19:40~21:10)に開講される授業及び研究指導を受けることができる。

2 この特例は、専修領域の特性等を考慮し、その研究教育上の効果が期待されると認められた場合に適用される。

3 特例の適用を受けようとする学生は、入学当初に研究指導教員の承認を得て教授会に願い出て、その許可を受けなければならない。

4 第1項第一号の特例の許可を受けた学生は、第2年次は、週1回以上定期的に通学し、授業及び研究指導を受け、合計6単位以上を修得しなければならない。

#### 【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準は、修士課程履修規則で定められており、『大学院学生便覧』に記載して周知している。また、より具体的な「成績評価に関する申合せ」を策定している。個々の授業単位の具体的な評価方法は、シラバスに記載されている。また、この基準に基づき行われた成績評価の分布は、妥当と言える。

修了認定等については、学則等に規定されており、『大学院学生便覧』への掲載及び入学時のオリエンテーションにより周知されている。修了認定は、組織的に厳格に実施されている。

以上のことから、教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って適切に実施されていると判断できる。

観点5-7- : 学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されているか。

#### 【観点に係る状況】

学位論文の評価に係る基本方針や評価基準として「学位論文及び卒業論文の審査項目等について」(別添資料5-3-1-4)を策定している。主に、研究指導教員等が担当している「課題研究」(各学年前期及び後期に開講する授業科目)において、各院生に論文作成の指導を行う際に、学位論文の評価の観点及び評価に係る基本方針を示している。今後、学生便覧やホームページ等への記載を行う予定である。

学位論文の審査体制については、学位規則に定めている(資料5-7-2-A)。学位論文の審査委員主査は研究指導教員があたり、審査と試験は主査を含む3名から4名の教員で実施している。審査にあたり、必要があると認めるときは、教授会の議を経て、審査協力者として他の大学院その他の研究機関等の教員等の協力を得ることができる。学位の認定は、審査委員会から提出された学位論文の審査結果並びに最終試験の成績に基づき、教務委員会の議を経た後に教授会で審議、議決する。この結果が学長に報告される。

## 資料5 - 7 - 2 - A 奈良教育大学学位規則（第3条～第6条）

（修士課程の審査及び最終試験）

第3条 学長は、第2条の学位論文等を受理したときは、教授会に当該学位論文等の審査及び最終試験の実施を付託するものとする。

2 教授会は、前項の付託を受けたときは、研究指導教員を含む修士課程担当の教員3名以上をもって構成する審査委員会を設置し、これに当該学位論文等の審査及び最終試験を実施させるものとする。

3 審査委員会に主査1名及び副査2名以上を置くものとする。主査は研究指導教員をもって充て、副査はその他の審査委員をもって充てるものとする。

4 審査委員会が当該学位論文の審査にあたり、必要があると認めるときは、教授会の議を経て、審査協力者として他の大学院その他の研究機関等の教員等の協力を得ることができるものとする。

5 最終試験は、口述又は筆記により行うものとする。

（専門職学位課程の審査）

第3条の2 学長は、第2条の2に定める学位研究報告書を受理したときは、教授会に学位研究報告書の審査の実施を付託するものとする。

2 教授会は、前項の付託を受けたときは、当該専攻内の教員の中から3名以上をもって構成する審査委員会を設置し、これに学位研究報告書の審査及び最終試験を実施させるものとする。

3 最終試験は、口述又は筆記により行うものとする。

（教授会への報告）

第4条 審査委員会は、学位論文等の審査及び最終試験を終了したときは、その結果を教授会に様式第1号により報告しなければならない。

2 審査委員会は、学位研究報告書の審査及び最終試験を終了したときは、その結果を教授会に様式第1号の2により報告しなければならない。

（議決）

第5条 教授会は、前条の報告に基づき、修士及び教職修士の学位の授与について議決する。

2 前項の議決には、出席構成員の3分の2以上の賛成を必要とする。

（審査結果の報告）

第6条 教授会は、前条の規定により、修士の学位授与に関する議決を行ったときは、その氏名及び学位論文審査の要旨、最終試験の結果を、文書をもって学長に報告しなければならない。

2 教授会は、前条の規定により、教職修士の学位授与に関する議決を行ったときは、その氏名及び学位研究報告書の審査の要旨及び結果を、文書をもって学長に報告しなければならない。

3 学長は、前条の議決を得られなかった者には、学位を授与できない旨を通知する。

## 【分析結果とその根拠理由】

学位論文に係る評価基準を組織的に策定しており、論文作成の指導を行う際に、学位論文の評価の観点及び評価に係る基本方針を示している

審査体制は学位規則に規定されており、研究指導教員を含む修士課程担当の教員3名以上をもって構成する審査委員会を設置し、学位論文の審査に当たっている。

以上のことから、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されていると判断できる。

観点5 - 7 - : 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

## 【観点に係る状況】

成績評価等の正確さを担保するための措置については、観点5 - 3 - のとおりである。

なお、これまでに成績合否に対する問い合わせはあったが、成績評価基準に関する申立てはない。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価に係る評価基準と疑問点についての相談の体制等について定めており、授業担当教員と副学長（教育担当）が対応する体制としている。

以上のことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断できる。

< 専門職学位課程 >

観点 5 - 8 - : 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点に係る状況】

大学院教育学研究科（専門職学位課程）（以下、「教職大学院」という。）では、教職が専門職であるという意識と目指すべき教師像を明確に持ちながら、自らの課題を設定し、それを学問的成果と教育実践との往還を通じて解決する力、さらに自らの教育活動を常に振り返りつつ、継続的に実践の改善ができる力を備えた教員を育成することを目的としている。そのために、教育課程の内容は、「獲得したい資質能力目標」及び「目指すべき教師像」（資料 5 - 8 - 1 - A）を基に配列されている。

具体的には、次のような 3 層構造の教育課程編成を行い、学びの成果をポートフォリオにまとめ、表現するようにしている。

（資料 5 - 8 - 1 - B）

まず第 1 層として、広く学校教育に責任を持つ研究教養を身につけ、自分の選んだ教師像に確かに近づいていくために、「体系的な教育課程の編成及び必置 5 領域」（「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成 15 年文科省告示第 53 号））の内容を保障する「共通科目」群を設けた。5 領域のそれぞれに 4 科目を配置し、各領域の内容を深め、また関心に応じて大学院生が選択できるように配列した。

次に第 2 層として、実践と理論をつなぎ、職能成長に寄与できる実践研究の方法の獲得を支援する演習科目を内包した「実践科目」群を設けた。「実習科目」として「学校実践（～）」を用意し、また、実習科目に準じた授業科目として「演習科目（アクションリサーチ、ポートフォリオ、ケース・スタディ、授業省察）」を設けた。さらに、「研究科目」として「課題研究」及び「実践理論研究」を用意している。

最後に第 3 層として、自分の選んだ教師像に近づき、より質の高い専門性と自信を持ち、その後の成長にさらなる見通しが持てるように、「深化を図る科目」群を設けた。現代的な教育課題に即し、共通科目と実践科目での学びをより深め、大学院生の個人の関心に対応していくために、「教材教具開発」「子ども理解と教育」「生活指導実践論」「特別支援教育実践論」など、関連 8 科目を配した。

資料 5 - 8 - 1 - A 4つの目指すべき教師像（資質能力目標）

計画者・授業者としての教師  
課題の解決・達成に向けた多様な授業（教育）戦略を立て、評価することのできる教師  
学級経営や生徒指導を根拠にした授業改善に取り組むことのできる教師  
自分の授業を分析的に考察し、その改善を図ることのできる教師

教科の専門性に強い教師  
専門的な知識・技能等を実践の場で多面的に生かすことのできる教師



<p>教科の面白さ、楽しさ、有用性を伝えることのできる教師</p> <p>カウンセラーとしての教師</p> <p>生徒理解、学力評価、生徒指導の多様な方法を知っており、実践の場にかかわることができる教師</p> <p>リーダー・調整役としての教師</p> <p>児童生徒、保護者、同僚にも自分の指導の方針について分かりやすく説明できる教師</p> <p>学校教育の改革推進、調査研究推進にかかわって、教職員のリーダーになれる教師</p>
--

【出典：『大学院教育学研究科案内』p14 (1)目指す教師像】

**資料 5 - 8 - 1 - B 教職大学院における開設授業科目及び単位数**

科目区分		授業科目	修了要件等
共通科目	教育課程の編成及び実施に関する領域	「カリキュラム類型」(2単位) 「教育課程の評価と改善」(2単位) 「特色あるカリキュラム開発」(2単位) 「教育課程と特別活動」(2単位)	18単位以上 (各領域から1科目2単位以上必修)
	教科等の実践的な指導方法に関する領域	「ポートフォリオによる評価と学びの連動」(2単位) 「授業方法と学習形態の工夫(ITの活用を含む)」(2単位) 「教材開発と教材化」(2単位) 「授業設計と評価」(2単位)	
	生徒指導及び教育相談に関する領域	「ピア・サポート実践論」(2単位) 「生徒指導・学校教育臨床」(2単位) 「学級づくりと集団づくり」(2単位) 「キャリア教育実践論」(2単位)	
	学級経営及び学校経営に関する領域	「学級・学校経営実践論」(2単位) 「学校組織とアカウンタビリティ」(2単位) 「ミドルリーダーの役割とメンターリングの手法」(2単位) 「組織で進める学校評価・校内研修」(2単位)	
	学校教育と教員の在り方に関する領域	「学習指導と教師の役割」(2単位) 「地域とつくる学校」(2単位) 「教育の歩みと現在の教育政策」(2単位) 「学校危機管理論」(2単位)	
	実践科目	演習科目 アクションリサーチ(1単位) ポートフォリオ(1単位) ケース・スタディ(1単位) 授業省察(1単位)	
実践科目	実習科目	「学校実践」(2単位) 「学校実践」(2単位) 「学校実践」(4単位) 「学校実践」(4単位)	12単位必修
	研究科目	「課題研究」(2単位) 「実践理論研究」(1単位)	3単位必修
	深化を図る科目	「教材教具開発」(2単位) 「子ども理解と教育」(2単位) 「生活指導実践論」(2単位) 「特別支援教育実践論」(2単位) 「子どもと保護者の心をつかむコミュニケーション能力」(2単位) 「教師の成長とアセスメント」(2単位) 「小学校英語とそのコーディネーション」(2単位) 「感性を育む授業実践」(2単位)	8単位以上 (選択)

【出典：奈良教育大学大学院専門職学位課程履修規則 別表】

### 【分析結果とその根拠理由】

教職大学院の目的に沿い、「共通科目」群、「実践科目」群、「深化を図る科目」群という3層構造の体系的な教育課程を編成している。各科目群においては、獲得したい資質能力目標を達成するのに相応しい授業科目を配置するだけでなくポートフォリオによって院生の学びを把握し、授業改善にフィードバックするようにしている。

以上のことから、専門職学位課程の目的・学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断できる。

観点 5 - 8 - : 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

### 【観点に係る状況】

#### (1) 学生の多様なニーズへの対応

教職大学院においては、観点 5 - 8 - に記載のとおり、学生の多様なニーズに応えられるよう4つの目指すべき教師像（資質能力目標）をカリキュラム・フレームワークに位置づけ、到達すべき教育実践力の獲得を目指した教育課程の編成を行っている。

小学校教諭1種免許状を有しない学生を対象として、3年または4年コースの「小学校教員免許取得プログラム」を開設している（別添資料5 - 8 - 2 - 1）また、このプログラムとは別の制度として、在学中に8単位まで学部の授業科目を履修できる制度「科目等履修制度」を設けている。

なお、現職の大学院生に配慮し、「学校実践」「学校実践」「学校実践」に関して、各学校実践の目標に到達していることが確認された場合は、その全部または一部を修得したものとみなすことができる。

#### (2) 研究成果（学術の発展動向）の反映

教職大学院における授業では、教員がそれぞれの専門分野において、自らの研究成果や実務経験、学術発展動向に基づいて授業を実施している（資料3 - 3 - 1 - A：専門職大学院）。

#### (3) 社会からの要請への対応

4つの目指すべき教師像に基づく規準の設定においては、県教育委員会、市教育委員会、退職校長の代表者を招いて協議を行い、レベルの設定にあたっては、奈良県教育委員会や同市教育委員会の関係課にも意見を貰いながら検討を重ねてきた。この様に、教育課程編成は、教育委員会を中心とした社会からの要請を踏まえたものとなっている。

#### (4) 各種GPの教育への反映

平成19年度に採択された専門職大学院等教育推進プログラムの成果を教職大学院の教育へ反映させている（資料5 - 8 - 2 - A）。

資料5 - 8 - 2 - A 各種GP等の授業への反映例

科目名	対応するGP等	目的(シラバスより抜粋)
学校実践	平成19年度専門職大学院等教育推進プログラム 「学校問題ネットワーク構築による大学院教育：- 学校及び地域教育機関と連携したフィールドベースの演習プログラムの開発 - 」	・授業観察(参与観察を含む)の方法、組織的に課題解決に向かう方法を学ぶ。 ・特定の学級に継続的に関わりながら、担任と共に、児童の成長、クラスの成長を支援する。
学校実践		・授業観察(参与観察を含む)の方法、組織的に課題解決に向かう方法を学ぶ。 ・特定の学級に継続的に関わりながら、担任と共に、ある特定の生徒の成長、クラスの成長を支援する手立てを学ぶ。
学校実践		・教育活動の背景について組織として共通理解を図ることの重要性を学ぶ。 ・教師として様々な課題に組織的に対応していける素地を身につける。(出来事の予想、指導の見通し、緊急な対応時での処置など)
学校実践		自ら設定したテーマにそって学校実践を行い、実践研究の力量を培う。 (現職院生) 各自決定した研究テーマにそって総合実習に入る。 研究テーマに基づく取り組みに対して適宜教職大学院担当教員から助言を受ける。 (現職院生以外の院生) 各自決定した研究テーマにそって総合実習に入る。 担当教諭の補助を行う。 研究テーマに基づく取り組みに対して適宜担当教諭から助言を受ける。

【出典：『奈良教育大学大学院教育学研究科教職開発専攻(教職大学院)学生便覧』pp.82-85】

・ 別添資料5 - 8 - 2 - 1 『大学院教育学研究科案内』p17 「専門職学位課程 小学校教員免許取得プログラムの詳細」

【分析結果とその根拠理由】

学生の多様なニーズに応えられるようなカリキュラム・フレームワークの構築を行うとともに、「小学校教員免許取得プログラム」や学部の「科目等履修制度」を設けている。授業内容から、研究成果や学術の発展動向等に深く関わった授業が展開されており、GPの成果も反映させている。さらに、教育委員会を中心とした社会からの要請を踏まえて教育課程を構築した経緯を持っている。

以上のことから、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成となっていると判断できる。

観点5 - 8 - : 単位の实质化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

単位の实质化への配慮としては、年度始めの履修ガイダンスや各教員によるオフィスアワー等を利用した履修指導などがある。また、履修登録の上限を年間38単位に設定しており、各年次に亘って適切に授業科目を履修させるよう配慮している。

【分析結果とその根拠理由】

オフィスアワーの設定をはじめとした組織的な履修指導や、履修登録の上限設定など、学生の主体的な学習を促し、十分な学習時間を確保するような工夫がなされ、単位の実質化への配慮がなされていると判断できる。

観点 5 - 9 - : 教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっているか。

【観点到に係る状況】

教職大学院では、4つの目指すべき教師像を設定し、目標として示された資質能力(規準とレベル)の獲得に向けて、目的意識を持った学習を行う。その規準の設定においては、県教育委員会、市教育委員会、退職校長からの代表を招いて協議を行い、レベルの設定にあたっては、奈良県教育委員会や同市教育委員会の関係課にも意見を貰いながら検討を重ねてきた。

【分析結果とその根拠理由】

教職大学院の設置の際、特に大学院での学習の基盤となる「4つの目指すべき教師像」の設定については県教育委員会をはじめとした学校教育関係者と協議の上、検討してきた。このことから、当該職業分野から期待されている事項を踏まえた教育課程や教育内容の水準となっていると判断できる。

観点 5 - 10 - : 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

【観点到に係る状況】

(1) 授業形態の組合せ

各科目群においては、獲得したい資質能力目標を達成するのに相応しい授業科目を配置しており、講義・演習・実習という科目の特性を考慮した適切な授業形態の組み合わせを行っている。

(2) 学習指導法の工夫

特色ある教育の一例として、実習科目「学校実践 ~ 」がある。「学校実践 」及び「学校実践 」は、それぞれ連携協力校である公立の小学校、中学校の取組に参加し、子どもの見取りの仕方、授業・学級経営の方法、学校の仕事を学ぶ。「学校実践 」は、研究を希望する学校種の教員助手として参加し、各場面における対応の方法を学ぶ。「学校実践 」は、研究目的に沿って、学校で実践研究を行う。

また、実習科目に準じた授業科目として「演習科目」(アクションリサーチ、ポートフォリオ、ケース・スタディ、授業省察)を設けている。

【分析結果とその根拠理由】

教職大学院の授業は、3層構造の教育課程編成の中で、講義・演習・実習という科目の特性を考慮した適切な授業形態の組み合わせを行っている。特色ある教育の一例として、実習科目や、専門職大学院等教育推進プログラムの成果としての演習科目などが挙げられる。それぞれ学習指導の工夫の上、適切に実施されている。

以上のことから、教職大学院の目的に照らして、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断できる。

観点 5 - 10 - : 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

教職大学院ではシラバスを作成している(別添資料5-10-2-1)その内容項目は、「授業科目の名称」、「担当教員名」、「配当年次」をはじめとした基礎情報のほか、「授業の概要」、「授業の目的」、「カリキュラム・フレームワーク上の位置」、「授業計画」(各回の題目・内容・方法)「評価方法」、「テキスト・参考図書」、「メッセージ」から成り立っており、1科目当たり1～2ページ程度の情報量である。

このシラバスは、教職大学院の学生便覧に掲載し、年度当初に学生に配付している。また、学内専用のシステム「学務情報システム」からの検索も可能となっている。

また、シラバスの活用状況については、平成20年度の前期と後期に実施した大学院授業評価アンケート調査の結果、合計で92.3%が、授業の全体像を把握するのに授業計画(シラバス)は「役立った」または「ある程度役立った」と回答している(資料5-10-2-A)

資料5-10-2-A 「大学院授業評価アンケート調査」より

Q6. 授業の全体像を把握するのに授業計画(シラバス)は役立ちましたか。

1. 役立った 2. ある程度役立った 3. あまり役立たなかった  
4. 役立たなかった 5. なかった/見ていない

[回答集計結果]

【前期】

1. 49名(41.9%) 2. 57名(48.7%) 3. 8名(6.8%)  
4. 0名(0%) 5. 3名(2.6%) (計117名)

【後期】

1. 40名(51.9%) 2. 33名(42.9%) 3. 4名(5.2%)  
4. 0名(0%) 5. 0名(0%) (計77名)

【合計】

1. 89名(45.9%) 2. 90名(46.4%) 3. 12名(6.2%)  
4. 0名(0%) 5. 3名(1.5%) (計194名)

(備考)対象：平成20年度在学生23名、回答者数：194名(のべ)

- ・ 別添資料5-10-2-1 『奈良教育大学大学院教育学研究科教職開発専攻(教職大学院)学生便覧』「平成20年度教職開発専攻授業計画」より抜粋

【分析結果とその根拠理由】

教職大学院のシラバスは学生便覧に掲載し、年度当初に学生に配付するとともに、学内専用システムから検索することも可能である。その項目及び内容から、学生が各授業科目の準備学習等を進めるための基本となるものとして適切に作成されていると判断できる。また、活用の状況については、大学院授業評価アンケート調査の結果、90%以上の院生が、授業の全体像を把握するのに授業計画(シラバス)は「役立った」または「ある程度役立った」と回答していることから、有効に活用されていると判断できる。

観点 5 - 10 - : 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

現職教員の入学者については、大学院設置基準第 14 条に定める教育方法の特例措置を設けている（資料 5 - 10 - 3 - A）。この適用を受けた場合は、修業年限 2 年のうち、第 1 年次は在職校の勤務を離れて通常の形態の授業と担当教員の指導を受け、第 2 年次は、勤務しながら週 1 日以上担当教員の指導と休業期間中等の授業を受けることとなる。

なお、大学院生の実践的な課題を解決するための授業科目「学校実践」は平日に開講されるが、大学から指導教員が勤務校に出向き、空き時間や放課後等に研究指導を行うものであって、大学院生の本務に支障がないよう、また、「課題研究」についても、平日の放課後や土日・休業日等に開講する配慮も行っている。

このほか、現職教員等で 2 年間の標準修業年限での履修が困難な場合、2 年分の授業料で最長 4 年間の長期履修を認める「長期履修学生制度」を設けている。

資料 5 - 10 - 3 - A 国立大学法人奈良教育大学学則（第 91 条の 8）

（現職教員の学生の履修方法の特例）

第 91 条の 8 大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 14 条及び大学院設置審査基準要項の五教育方法等の（二）の趣旨に基づき、現職教員である学生は、履修方法の特例として、第 1 年次は、在職校における勤務を離れて学業に専念し、通常の形態による授業及び指導を受け、第 2 年次は在職校に復帰し、授業及び指導を受けることができる。

2 この特例は、その研究教育上の効果が期待されると認められた場合に適用される。

3 特例の適用を受けようとする学生は、入学当初に指導教員の承認を得て教授会に願い出て、その許可を受けなければならない。

4 第 1 項の特例の許可を受けた学生は、第 2 年次は、週 1 回以上定期的に通学し、授業及び指導を受け、合計 7 単位以上を修得しなければならない。

【分析結果とその根拠理由】

教職大学院では、第 14 条特例による現職教員の入学者への特例措置を設けている。そのため、土日や夏季・冬季休業期間中の集中講義等を設けるなどの配慮を行い、適切な指導を行っている。また、長期履修学生制度も設けている。

以上のように、現職教員に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断できる。

観点 5 - 10 - : 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】該当なし。

【分析結果とその根拠理由】該当なし。

観点 5 - 11 - : 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

成績評価基準は、専門職学位課程履修規則に規定しており(資料5 - 11 - 1 - A)、『教職開発専攻(教職大学院)学生便覧』に記載して周知している。また、成績評価の妥当性、信頼性及び公平性の観点から、より具体的な取扱いを「成績評価に関する申合せ」として策定している(別添資料5 - 3 - 1 - 2)。個々の授業単位での具体的な評価方法は、シラバスに記載している。「共通科目」と「深化を図る科目」は、試験及びレポートなどによる評価を中心とし、「実践科目」(演習科目、実習科目、研究科目)は、ポートフォリオなどによる評価を中心としている。なお、評価に関わっては、「アセスメントガイド」に基づいて行っている(資料5 - 11 - 1 - B)。上記の基準に基づき行われた成績評価の分布は資料5 - 11 - 1 - Cのとおりである。

修了要件単位数は、学則及び大学院履修規則に定めている(5 - 11 - 1 - D:第4条)。そのほか、入学前の既修得単位の認定、現職教員の学生の履修方法の特例について学則に定めている。修了認定については、学則に規定されている(資料5 - 11 - 1 - E:第91条の11)。修了認定は、修了要件の科目と単位数の認定基準に従い、教務委員会の議を経た後に教授会において審議・議決する。

これら修了要件に係る学生への周知は、学生便覧への掲載(資料5 - 11 - 1 - F)及び入学時のオリエンテーションにより行っている。

ただし、教職大学院は平成20年度設置であり、平成21年6月現在学年進行中であることから、修了認定の実績はない。

資料5 - 11 - 1 - A 奈良教育大学大学院専門職学位課程履修規則(第9条)

(成績評価等)

第9条 成績評価は、A(100-90)、B(89-80)、C(79-70)、D(69-60)及びE(59-0)の5段階の評語をもつて表し、A、B、C及びDを合格とし、単位を認定する。

資料5 - 11 - 1 - B アセスメントガイドについて

「アセスメントガイド」とは、院生の申告に基づいて、カリキュラム・フレームワークに基づいて決めた各科目の目標(獲得を目指す3つの目標のレベル)に即して、その獲得が達成されたかどうかを、授業者と受講者が互いに確認し、その他者評価と自己評価に役立てるガイドである。授業者は、講義科目において、アセスメントハンドブックに基づいて、評価を行い、受講者が目指している能力獲得に説明責任をもって指導できるようにする。

【出典：『奈良教育大学大学院教育学研究科教職開発専攻(教職大学院)設置計画書』「設置の趣旨等を記載した書類」】

資料5 - 11 - 1 - C 成績評価分布表 (平成20年度)

GPA	4.0	3.0以上	2.0以上	1.0以上	1.0未満	合計
分布数	0	10	4	0	3	17
(割合)	(0%)	(58.8%)	(23.5%)	(0%)	(17.7%)	(100.0%)

(単位:人)

(注) 学部準じたGPAの暫定値。グレード・ポイントA=4・B=3・C=2・D=1・E=0として、次の計算式で算出。

$$GPA = [(\text{科目の単位数}) \times (\text{その科目で得たグレード・ポイント})] \text{の総和} / (\text{履修登録した単位数の総和})$$

### 資料 5 - 11 - 1 - D 奈良教育大学大学院専門職学位課程履修規則（第 3 条、第 4 条）

（授業科目）

第 3 条 授業科目は、共通科目、実践科目（演習科目、実習科目、研究科目）、深化を図る科目から成る。

2 開設授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

（履修単位及び履修方法等）

第 4 条 学生は、授業科目からそれぞれ次の単位数以上を履修しなければならない。

- |           |                     |
|-----------|---------------------|
| 一 共通科目    | 18 単位（各領域 2 単位以上必修） |
| 二 実践科目    | 19 単位               |
| 三 深化を図る科目 | 8 単位                |

### 資料 5 - 11 - 1 - E 国立大学法人奈良教育大学学則（第 91 条の 3 ほか）

（授業科目、単位及び他大学との連携）

第 9 1 条の 3 専門職学位課程の授業科目及び単位数は、奈良教育大学大学院専門職学位課程履修規則に定める。

2 専門職学位課程の学生は、奈良教育大学大学院専門職学位課程履修規則に基づき、45 単位以上（高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園（以下「小学校等」という。）で行う実習に係る 12 単位を含む。）を履修しなければならない。

3 専門職学位課程において教育上有益と認めるときは、学生が本学専門職学位課程に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、8 単位を超えない範囲で、前項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。

4 専門職学位課程において教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院とあらかじめ協議のうえ、学生が当該他の大学の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

5 前項の規定により履修した授業科目については、第 3 項の規定により免除する実習の単位数と合わせて 22 単位を超えない範囲で、本学専門職学位課程において単位を修得したものとみなすことができる。

（成績評価基準の明示等）

第 9 1 条の 5 専門職学位課程は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 専門職学位課程は、学修の成果及び学位研究報告書に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

（入学前の既修得単位の認定）

第 9 1 条の 7 専門職学位課程において教育上有益と認めるときは、学生が本学専門職学位課程に入学する前に大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（大学院の科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学専門職学位課程入学後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、第 9 1 条の 3 第 3 項の規定により免除する実習の単位数及び第 9 1 条の 3 第 5 項の規定により本学専門職学位課程において単位を修得したものとみなす単位数と合わせて 22 単位を超えないものとする。

3 前 2 項に定めるもののほか、既修得単位の認定に関し、必要な事項は、別に定める。

（現職教員の学生の履修方法の特例）

第 9 1 条の 8 大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 14 条及び大学院設置審査基準要項の五教育方法等の（二）の趣旨に基づき、現職教員である学生は、履修方法の特例として、第 1 年次は、在職校における勤務を離れて学業に専念し、通常の形態による授業及び指導を受け、第 2 年次は在職校に復帰し、授業及び指導を受けることができる。

2 この特例は、その研究教育上の効果が期待されると認められた場合に適用される。

3 特例の適用を受けようとする学生は、入学当初に指導教員の承認を得て教授会に願い出て、その許可を受けなければならない。

4 第 1 項の特例の許可を受けた学生は、第 2 年次は、週 1 回以上定期的に通学し、授業及び指導を受け、合計 7 単位以上を修得しなければならない。

（課程の修了）

第 9 1 条の 11 専門職学位課程に 2 年以上在学し、第 9 1 条の 3 第 2 項に定める単位数を修得し、学位研究報告書の審査及び最終試験に合格した者については、教授会の議を経て、学長が専門職学位課程の修了を認定する。

（学位の授与）

第 9 1 条の 12 専門職学位課程を修了した者に対し、学長は教職修士（専門職）の学位を授与する。

2 学位の授与に関し、必要な事項は、別に定める。



## 資料 5 - 11 - 1 - F 教職大学院学生便覧における修了要件に係る記載内容

## 8 学位研究報告書の提出

教職開発専攻（専門職学位課程）を修了するためには、所定の単位を修得した後、学位研究報告書（ポートフォリオを含む）について、教職開発専攻内の教員をもって構成する審査委員会の審査を受けなければなりません。

学生は、修了年度の1月20日午後5時までに学位研究報告書1編（正本1部、副本必要部数）を教務課大学院担当に提出しなければなりません。

なお、上記指定日が、土曜日又は日曜日の場合、その直後の月曜日とします。

【出典：『奈良教育大学大学院教育学研究科教職開発専攻（教職大学院）学生便覧』pp.8】

## 【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準は、専門職学位課程履修規則で定められており、『大学院学生便覧』に記載して周知している。また、より具体的な「成績評価に関する申合せ」を策定している。個々の授業単位の具体的な評価方法は、シラバスに記載されている。また、この基準に基づき行われた成績評価の分布は、妥当と言える。

修了認定等については学則等に規定されており、学生便覧への掲載及び入学時のオリエンテーションにより周知されている。なお、教職大学院は学年進行中であり、修了認定の実績はない。

以上のことから、教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定、学生に周知されており、これらの基準に従って適切に実施されていると判断できる。

観点 5 - 11 - 1 : 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

## 【観点到に係る状況】

各科目担当者は、「アセスメントガイド」を学生に示し（資料 5 - 11 - 1 - B）そこに明示された評価基準に基づいて、その科目での達成度を受講者と確認しながら評価を行っている。教員が試験やレポート、授業中での活動の様子などを確認することで、その科目の達成を認定し、成績に関する評定も行っている。

「実践科目」の評価は、同様にアセスメントガイドに示された評価基準に即して、大学院生が各自学んだ内容を記録した学習のポートフォリオを評価資料として、習得内容及び達成度を担当教員チームで合議し、大学院生にその習得状況や到達状況を確認し、自己評価の説明を受けるなど、大学院生及び担当教員チームの合意のもと最終的な評定を行っている。また、観点 5 - 3 - 1 のとおり、成績評価について疑問点等がある場合は、相談を申し入れることが出来る措置を講じている。

## 【分析結果とその根拠理由】

各科目の評価は、アセスメントガイドに示された評価基準に基づいて、達成度等を各科目担当者と大学院生の合意のもとで行っている。また、成績評価に関する相談の体制について定めている。

このことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断できる。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

### 【優れた点】

#### 学士課程

- ・ 教養教育科目の実施形態は、教養科目群は1～4回生の間で継続的に履修可能とし、他の学部共通科目は、1・2回生、学校教育基礎科目及び課程共通科目は1回生での履修を中心に構成している。特に1回生の教養教育においては、ディベートを導入した「学校教育基礎ゼミナール」、課題学習を取り入れ自ら学び考える力を育てる「総合教育基礎論」、情報リテラシーの獲得を目指した「情報機器の操作」等を関連させ、導入教育科目として位置づけ、大学全体として現代的課題に対応する力量の育成を行っている。
- ・ 学校教育教員養成課程においては、卒業要件単位を充足することにより、学生所属分野ごとに複数の教員免許状の取得要件を満たすよう編成を行い、異校種にまたがる幅広い視野を持つ教員としての資質能力を身に付けることを意図している。この資質の養成を教育課程に反映させることを目的として、「カリキュラム・フレームワーク」を構築し、それに照らした科目の配列原理を明確化した。この配列原理に基づいて教育課程を構築することで、学生にとっては、教育学部卒業までに獲得すべき新任教員に求められる資質能力目標に照らして、各授業科目から何を学び、どのような資質能力を身につけたかを自覚することができる。
- ・ 教育企画委員会と教務委員会において、教育課程編成の在り方、授業内容・授業方法の改善等について審議している。また、FD委員会において授業の改善のための組織的な取組を行っている。さらに、教育課程の改革・改善等の企画・立案を行うため、教育課程開発室では、上述のカリキュラム・フレームワーク構築等の教育課程の先進的な開発に取り組んでいる。
- ・ 理数・生活科学コースを中心に学校教育教員養成課程を対象とする一連の先導理数教育～などの体系的な体験省察型プロジェクト授業(「新世代を先導する理数科教員養成プログラム」に関する授業)を展開しており、学生の理数科教育への関心を喚起している。さらに、教師に求められる鍵的場面での対応力を養成する学校連携型教育プログラムの開発など、本学における各種GP等の取組は特筆すべき事例である。

#### 修士課程

- ・ 修士課程の大学院生に共通に必要なとされる基礎的な知識と研究力量をつけるための「修士課程共通科目」、教育フィールドで実践に依拠した研究を行うための「専攻共通科目」を開設している。「修士課程共通科目」は、入学直後の全修士1回生を対象とし、学校教育の今日的課題を捉え、各大学院生の研究課題と関連づけられる内容を広い分野にわたり提供する。「専攻共通科目」として、「学校教育研究方法論」「子ども理解特論」「教科授業研究特論」を展開中で、これらの授業は大学院生に研究方法に関する知識と実際を学ばせる貴重な機会となっている。

#### 専門職学位課程

教育学研究科(専門職学位課程)は、各院生が専門職であるという意識と目指すべき教師像を明確に持ちながら、自らの課題を設定し、それを学問的成果と教育実践との往還を通じて解決する力、さらに自らの教育活動を常に振り返りつつ、継続的に実践の改善ができる力を備えた教員を育成することを目的としている。そのため、その教育課程の趣旨を実現するため、「獲得したい資質能力目標」及び「目指すべき教師像」を基に配列されている。具体的には、(1)「体系的な教育課程の編成及び必置5領域」(「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」(平成15年文科省告示第53号))の内容を保障する「共通科目」群、(2)実践と理論をつなぎ、職能成長に寄与できる実践研究の方法の獲得を支援する演習科目(アクションリサーチ、ポートフォリオ、

ケース・スタディ、授業省察)も内包した「実践科目」群、(3) 自分の選んだ教師像に近づき、より質の高い専門性と自信を持ち、その後の成長にさらなる見通しが持てるように、「深化を図る科目」群を設けている。また、全ての展開科目についてルーブリックを定め(アセスメントガイドブックの作成)、教員チームと院生が、現在の学びの状況を振り返り、最終的にどのような力の獲得を目指すのか、を絶えず自己点検・相互評価できる体制を確保している。またこの体制を具体的に支援していくために、電子ポートフォリオ(形成的ポートフォリオと総括的ポートフォリオの2つ)を開発し、適正な評価を図れるように環境整備も充実させている。

#### 【改善を要する点】

- ・ 学士課程及び修士課程のシラバスにおいては、「授業計画」の欄で、一部、各週単位の授業内容を具体的に記載する必要がある。また、シラバスの活用状況について、さらなる向上が必要である。
- ・ 基礎学力不足への対応は、講座・教員単位で行われているが、全学的な取組には至っていない。この実施のあり方を、実態調査を踏まえて、検討する必要がある。
- ・ 専門職学位課程では、修士課程との可能な範囲でのカリキュラム連携、及び学士課程までの教育実習や実践的な科目での成果を考慮した接続可能かつ体系的な実習方法の検討など、さらに教育活動を行う中で改善が可能な点を分析検討していくことが必要である。

### (3) 基準5の自己評価の概要

#### 学士課程

教育学部では、学校教育教員養成課程及び総合教育課程の両課程に共通して、導入教育科目群によって、大学での学びに導き課題探求の姿勢を育む取組を行っている。学校教育教員養成課程においては、教育実践力を備えた教員の養成を目指し、入門的な基礎科目から実践的科目、更に専修専門科目、教育実習、その集大成としての卒業論文作成へと学習するよう編成している。総合教育課程においては、基礎的教養を学ぶ一方、1回生入学時から専修専門科目を学習して、2回生以降の実践的、応用的な科目の履修へと継続するよう編成している。なお、専門教育につながる教養教育の観点から、教養科目の履修は1～4回生にわたって認めている。

学生生活実態調査や卒業生アンケート調査等により、学生の多様なニーズ等を組織的に把握し、カリキュラム変更等で対応している。また、他大学との単位互換制度も充実させている。教員自らの研究のプロセス・成果と担当授業との関連性は深く考慮されている。他にも、社会からの要請に応じて、奈良県や近隣の教育委員会等との協定により学生の学校派遣事業を推進し、また、文部科学省の特色ある大学教育支援プログラムをはじめとした各種GPの成果を教育へ反映させている。

単位の実質化のため、履修科目登録の上限設定、GPA制度の実施、授業時間外の学習機会の確保、組織的な履修指導などの配慮を行っている。

各科目の授業形態については、教育職員免許法に沿い、学則により定められた単位の規準に基づいている。その上で、教育目標を踏まえて各コース・専修の特性に応じた編成をとっており、授業形態のバランスへの配慮や少人数授業の実施割合も十分と言える。また、フィールドワーク野外実習をはじめ、特色ある授業を行っている。TAを活用し、さらにe-learningの取組として、Web-CTやWBLSSの活用を図っている授業が増加している。

シラバスはウェブ版を基本として学内外に公開しており、検索機能を充実させたシステムとなっている。

自主学習のため、図書館、学生オフィス、情報サテライト室、教育資料館などを有する。特に図書館は平日夜間・土曜日の開館など、時間外における学習の便宜を図っている。また、オフィスアワーの設定や多様な就職支

援プログラムを実施している。基礎学力不足の学生への配慮については、GPA を活用して、オフィスアワーや学年担当教員による指導により組織的に対応している。

成績評価基準や卒業認定基準は、いずれも大学が組織として策定し、冊子やオリエンテーションを通じて学生に周知している。また、個々の「教育の目的に応じた」各具体的な評価方法は、担当の教員が作成するシラバスに示されている。成績評価は、これらの規準・評価方法に従って厳正に行っている。卒業の可否については、明確に提示された履修すべき科目・取得すべき単位数を満たした学生について、教授会で判定している。

#### 大学院課程

大学院教育学研究科（修士課程）の目的である専門領域の研究を基盤として、教育の理論と実践が統合された専門性の能力の育成や、各教科教育学と結びついた専門諸科学に基づく実践を支える専門能力の育成の趣旨に沿い、教育課程を編成している。この教育課程は、特色ある「修士課程共通科目」、「専攻共通科目」、「専修専門科目」、「自由選択科目」、「課題研究」が、学生の研究活動の進展に即して積み上げ的に編成されている。この教育課程の中で、大学院生に研究方法と理論を学ばせ、きめ細かな個別的研究指導につなげている。

学生の多様なニーズ等は組織的に把握し、カリキュラム変更等で対応している。また、学部授業科目の履修制度を設け、他大学との単位互換制度も充実させている。研究成果や学術の発展動向に深く関わった授業を展開しており、GP の成果も反映させている。さらに、学校心理士や臨床発達心理士など、社会的要請の高い教育に関連する各種資格を取得できるよう、教育課程と内容を設定している。

単位の実質化として、オフィスアワーの設定をはじめとした組織的な履修指導などの配慮を行っている。

授業は、講義と演習が中心であり、9割強が少人数授業である。特色ある教育の一例としては、GPに関連した授業などが挙げられる。それぞれ学習指導の工夫の上、適切に実施している。また、大学院生のTAへの採用に当たっては、教育的効果を明示させている。

シラバスは、学部と同一システムを使用している。

修士課程では昼夜開講制度を設けている。夜間コース大学院生のために、平日夜間の授業を開講しているほか、休業期間中の昼間に開催される集中講義も受講できる。長期履修学生制度も設けている。

研究指導については、学則や履修規則等に明文化している。毎週の「課題研究」による個別の研究指導に加え、専攻・専修を単位として集団的な研究指導を行っている。

大学院生の研究計画の変更に柔軟に対応する「転専攻・転専修制度」も設けている。

研究テーマ決定に対しては、テーマ発表会を設定し指導している専攻・専修もある。

成績評価基準は、組織的に定めており、冊子等で周知している。成績評価の分布も妥当と言える。修了認定等については、学則等に規定するとともに、冊子及びオリエンテーションにより周知しており、組織的に適切に実施している。学位論文の審査体制は学位規則に規定しており、複数教員による指導と厳正な審査が有効に機能している。

#### 専門職学位課程

教職大学院の目的に沿って、「共通科目」群、「実践科目」群、「深化を図る科目」群という3層構造の体系的な教育課程を編成している。各科目群においては、獲得したい資質能力目標を達成するのに相応しい授業科目を配置している。

学生の多様なニーズに応えられるようなカリキュラム・フレームワークの構築を行うとともに、「小学校教員免許取得プログラム」や学部の「科目等履修制度」を設けている。研究成果や学術の発展動向等に深く関わった授業が展開されており、GPの成果も反映させている。さらに、教育委員会を中心とした社会からの要請を踏まえて

教育課程を構築した経緯を持っている。

単位の実質化として、オフィスアワーの設定をはじめとした組織的な履修指導や、履修登録の上限設定などの配慮を行っている。

大学院での学習の基盤となる「4つの目指すべき教師像」の設定については県教育委員会をはじめとした学校教育関係者と協議の上検討してきた。

教職大学院の授業は、3層構造の教育課程編成の中で、講義・演習・実習という科目の特性を考慮した適切な授業形態の組み合わせを行っている。それぞれ学習指導の工夫の上、適切に実施されている。

教職大学院では、第14条特例による現職教員の入学者への特例措置を設け、土日や夏季・冬季休業期間中の集中講義等を設けるなどの配慮を行っている。また、長期履修学生制度も設けている。

成績評価基準は、組織的に定めており、冊子等で周知している。各科目の評価は、アセスメントガイドに示された評価基準に基づいて、達成度等を各科目担当者と大学院生の合意のもとで行っている。成績評価の分布も妥当と言える。修了認定等については、学則等に規定するとともに、冊子及びオリエンテーションにより周知しているが、教職大学院は学年進行中であり、修了認定の実績はない。

